
令和3年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和3年9月17日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和3年9月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	5番 山根 耕治君
6番 岡崎 裕一君	8番 田中 豊文君
9番 新田 健介君	10番 吉村 忍君
11番 久保 雅己君	12番 小田 貞利君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

欠席議員(1名)

4番 竹田 茂伸君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員 …………… 大原 秀三君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 大下 崇生君

産業建設部長	……………	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	伊藤 和也君	統括総合支所長	……………	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	岡原 伸二君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

竹田議員から欠席の通告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は8名ですが、竹田議員から、一身上の都合により欠席の通告を受けておりますので、7名で行います。

通告順に質問を許します。9番、新田健介議員。

○議員（9番 新田 健介君） 改めまして、皆様、おはようございます。議席番号9番、本日もトップバッターで、新田健介、質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、砂田雅一元町議会議員の御訃報に接し、慎んで心よりお悔やみを申し上げます。

砂田さんとは、4年と少しの間、この議場におきまして一緒に仕事をさせていただきました。その真面目で真っすぐで熱心な姿や紳士的な振る舞いは、見習うべきところがたくさんございました。皆様もきっと覚えていらっしゃると思いますが、令和3年3月の定例会におきましても、御体調が万全ではない中、この質問を私がしないといけないんだという強い意志、そして責任感のもと質問された姿は、今でも私自身もしっかりと脳裏に焼き付いております。

常に自己犠牲をいとわず、周防大島町民の方々のため、そしてまた本町のために最期まで御尽力されました。砂田さんのいらっしゃるこの議場はとても寂しいです。そして、本当に残念でなりません。ですが、きっと今もこの議場のどこかで、我々、そして周防大島町を見守ってくださっていることと私は信じております。これからも一緒に、この周防大島町のために頑張りましょう。砂田さん、本当にありがとうございました。

思いは尽きないのですが、通告に従いまして、私の質問をはじめさせていただきます。

本日は、2つ項目をあげております。

まず、各種報道でもあったように、現在、町民の方々の多くの関心があると思います。1つ目、サル対策について質問させていただきたいと思います。

令和3年4月から令和3年8月までの期間で20件以上のサルの目撃情報が寄せられたということで、8月臨時会におきまして、有害鳥獣対策の補正予算83万円、大島大橋のサル侵入防止パネルの増設や捕獲用の箱わなの購入のために計上されました。緊急での対応ということではありますが、4月に目撃情報が入り8月に補正を計上する、そのこと自体、少々遅かったのではないかなという印象も持っております。

さらに私自身も、令和3年3月、建設環境常任委員会の中で農林課に対し、サルに対する予算が全くついていないようであるが、大島付近には群れがあることも分かっており、入ってきたら手遅れになる。なる前に手を打つべきであると思うが、この辺りはどのように対応していくのかと質問をさせていただきました。そのときのお答えとして、現状被害がないので何もできていないが、被害がないから何もしないではなくて、何か考えていかないといけないとのお答えだったように思います。

以前から、大島大橋を渡った向こうにサルが存在することは、執行部の方々も認識されていらっしやっただと思います。今後の被害を阻止するためにも、さらなる対策が必要なのではないかと考えております。

現段階では、これら目撃された個体が単体なのかあるいは複数なのか群れなのか未確定でありまして、非常に動きづらい状況であると思いますが、個体数の少ない今だからこそ、専門家によるアドバイスを受け、生息数を含めた様々な情報を徹底的に追求することが求められていると思っております。

大島大橋の近辺に監視カメラを設置する補正予算も上程されておりますが、大島大橋周辺だけではなくて、目撃情報が多い場所などに関しても動体カメラなどの設置を考えるべきではないかと思っております。

また、カメラだけではなく、これは非常に大切で、サルを侵入させない態勢づくり、これが必要不可欠であり、近隣の自治体などとも連携しながら進めていくべきではないでしょうか。侵入を許してしまい定着してしまうと、柑橘はもちろん、農産物は一気にやられてしまう可能性も考えられます。早急に手を打つべきだと思っております。また、人的被害などの懸念もある中で、今後の御対応について、執行部の御見解をお伺いいたします。

続きまして、2つ目の質問に入りたいと思います。2つ目は、災害時に備えるべきアレルギーフリーの非常食の常備についてでございます。

近年、豪雨に伴う土砂崩れや地震など、各地で様々な災害が発生しておりまして、本町におきましても浸水被害や土砂崩れなどが発生し、町民の皆様が不安な夜を過ごされたこともあったと

思います。

災害時や大雨の予報が出た際には町内各所に避難所が開設されますが、その避難所についてはこれまでも様々な質問をさせていただきました。ありがたいことに、新型コロナウイルス感染症対策などに対しても策を講じ、より安心安全な環境を整えていただいておりますが、命をつなぎ、ストレス緩和にも重要な役割を担う食事、この食事についてはいかがでしょうか。

近年、食物アレルギーを発症する方も増えておりまして、場合によっては命に関わるような症状、アナフィラキシーなども起こり得ます。そのため、避難所では、食物アレルギーを有する方が安心して食べられる食品の提供や準備も必要なのではないかと思っております。

食品衛生法によりまして表示することが定められたアレルギー原因物質は、表示が義務づけられております卵、小麦など7品目の特定原材料と、表示が勧められております大豆やリンゴなど21品目の特定原材料に準ずるものがございます。これら特定原材料など28品目を含まない食品を用いることによりまして、食物アレルギーを有する方々の95%以上は安全に食の摂取が可能になるとのデータもございます。

本町におけます現状の非常食の種類、さらに内容などをお伺いするとともに、避難所において食物アレルギーを有する方に対する対応はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

さらに、誤食を防ぐための方法をマニュアル化していくことも必要ではないかと考えておりますが、執行部の御見解をお聞かせください。

以上、御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、改めましておはようございます。本日の一般質問もどうぞよろしくお願ひをいたします。

先ほど、新田議員さんから、砂田元議員さんのお見送りに際してお悔やみの言葉がございました。砂田議員は3月いっぱい議員をお引きになられておられますので、私町長の口から議場のほうで言葉をということは控えておりましたけれども、新田議員さんがそのように思いを述べられました。同じく、町の職員を代表いたしまして、砂田さんの御冥福をお祈りをしたいと思ひますし、砂田さんは特に弱者の方の味方として、町に大きな意見をお伝えをいただいたと思ひます。その思いを我々も忘れず、しっかりと引き継ぎながら努めてまいりたいと思ひます。砂田さんには、感謝と御礼を申し上げたいと思ひます。

それでは、続きまして、新田議員さんのサル対策についての御質問にお答えをいたします。

サルの目撃情報は、令和3年4月22日の最初の通報から令和3年9月10日までで計26件となっております。場所は、町西部を中心に、屋代地区が一番多く目撃されております。また、

現在のところ、いずれの目撃情報も1頭であり、複数頭や群れでの目撃情報は入っておりません。

町はこれまで、サルへの侵入防止対策として、平成29年度に大島大橋の大島側の橋脚部に侵入防護柵を、大島大橋のトラスに侵入防止パネルを設置いたしました。また、8月臨時会で御議決いただいた第6号補正予算においては、サル捕獲用箱わなの設置と侵入防止パネル増設工事を進めております。

そのほか、大島大橋の大島側の周辺では雑木等が生い茂っており、サルが侵入しやすい環境となっていると思われるため、道路管理者である山口県に伐採の要望を続けております。

そして、このたび、本定例会において、サルへの侵入経路を確認するためのカメラの設置経費を計上させていただいており、サルへの侵入経路を確認することにより、より有効的な侵入防止策を講じてまいりたいと考えております。

新田議員さんの御指摘のとおり、サルが定着及び群れを形成することがあれば、農作物の被害は計り知れないものがあり、まずはこれ以上の侵入を防ぐ対策を進めたいと考えております。それと同時に、万が一複数頭や集団となったときの対策について協議を重ねてまいりたいと考えております。

既に、山口県柳井農林水産事務所や隣接する柳井市と協議をはじめておりまして、本町の現状を説明し、状況判断への助言や今後の対策についても御意見をいただいているところであり、今後も情報共有を含め、協議を重ねていきたいと考えております。

また、町民の皆様のお力もお借りして、目撃情報の収集にも努めてまいりたいと考えており、町の広報やホームページにおいて情報の収集や注意喚起を続けていきたいと考えております。

続きまして、災害時に備えるべきアレルギーフリーの非常食の常備についての質問に、続けてお答えをしたいと思います。

はじめに、現在、本町で保有している非常食の備蓄状況について申し上げますと、全体で4,331食を備蓄しております。種類につきましては、おにぎり・パンなどの主食を1,630食、スープなどの副食を540食、クッキー・餅などのお菓子類を1,570食を備蓄しており、そのうち特定原材料7品目不使用および28品目不使用の非常食は1,580食分を備蓄している状況でございます。

新田議員さんの御指摘のとおり、食物アレルギーは我が国の全人口の1から2%が有していると言われており、近年は食物アレルギーを発症する方が増え、食物アレルギーを有する方がアレルギーを含む食品を摂取すると、過剰な免疫反応により血圧低下、呼吸困難等の症状を引き起こし、場合によっては生命に関わる症状も起こり得ることから、町民の方々の安心安全を確保するためにも大変重要な案件であると考えております。

御質問の、避難所での食物アレルギーを有する方への対応についてどのように考えているのか

とのことですが、本町では、大規模災害等を想定した避難所開設・運営をスムーズに行うため、令和2年4月に避難所開設・運営マニュアルを作成しており、その中で食物アレルギーの記載をしておりますが、具体的な対応策等については明記されておられません。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、食物アレルギーの問題は生命に関わることでございますので、避難所開設・運営マニュアルの中に今後は具体的な対応策を記載していくとともに、引き続き、食物アレルギー特定原材料不使用の非常食を常時備蓄するよう努めてまいります。

あわせて、食物アレルギーについて、町民の皆様に御理解をいただけるよう周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 町長、ありがとうございました。

じゃあ、順を追って質問させていただきたいと思います。

サルに関してはものすごくたくさんありますので、一問一答のようなスタイルで行かせていただけたらなと思っております。

まず、お答えいただいたんですけども、8月の臨時会での捕獲用のわなの4基の設置状況、そして大島大橋でのサル侵入防止パネルの増設、これほどの程度進んでいるのか。まず、そこからお聞きします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいま御質問の現在の進捗状況ということでございますが、まず、捕獲用箱わなにつきましては、既に4基が9月6日に納品されております。現在、具体的な設置場所と管理者等の調整を猟友会さんとしておりまして、遅くとも今月中には設置を完了する予定でおります。

それから、侵入防止パネルにつきましては、既に山口県柳井土木建築事務所等と占用許可手続等も済んでおりまして、工事請負契約を8月19日にしております。パネルの設置については雨天等では実施ができないため現在はまだ未施工であります。施工期間自体は2日ほどで済むというふうに思っておりますので、早急に実施をしたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 捕獲用箱わなも9月6日に納品されとるということで、これ、ちょっと後でまた近い質問出すんですけども、これは屋代に4基とも設置すると思うんですが、町長のほうからもありましたが、たくさん一番見られとるのが屋代ということでそこにとるとだと思んですけども、果たしてそれでいいのか、ちょっと先にもう1回質問しようと思えます。

山口県の道路管理者にあの辺りの草刈り、剪定とか、お願いを要望してるということなんですけれども、それも並行でしっかりと——やってくれと言うてもやってくれなかったらまた雑木が増えて、じゃあ、またパネルを増やすんかちゅうことになりますから。それが、県に振ってできないのであれば、やっぱり町としても刈っていくべきだと思っておりますが、その辺りはどのようにお考えなのか。年間でどのくらい刈っていただけるのか、山口県のほうにお願いしたら。その辺りを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 大島大橋の下部の法面の雑木等の伐採につきましては、前回、8月臨時会のときに県のほうに要望したところ、道路の車の通行上支障がないので難しいと、最初の回答はいただきました。

臨時会の後、県のほうから問合せがうちのほうにありまして、詳しい状況を教えてほしいと。まだ実施の約束はできないけれども、ちょっと検討を至急にしたいということで御回答いただきました。現在、山口県の中でどういう進捗具合か、まだ確実なお答えはいただいておりません。

今、新田議員さんの御指摘のあった、仮に山口県のほうでできないということであれば、県のほうにさらに協議を重ねて、町のほうで実施することが可か否かは至急検討して対応していきたいと思いますが、今、そういう意味では動きがあるようなところもありますので、今しばらくちょっと様子を見てみたいなというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） それでは、ちょっと質問を変えまして、草刈りの件はまた、おいおいやっついこうと思います。

今度は、今回、今上程されております133万8,000円のこの補正に関してですが、これはカメラ2台設置とカメラ作動中の看板を設置ということで、先般のちょっと委員会の中でも御報告を受けて、上部・下部につけるということだったと思うんです。私、非常に懸念していただいて、上部がものすごい上につけるんだったら、そのSDカードを誰が取りに行くんかと思っていたところ、カード自体は下につけるということでよかったですかね。なので、安全面はしっかり考慮して対応していただきたいのと、相変わらずちょっと49万5,000円というのはどうなのかなというところは思っておりますが。

さらに言いますと、このたびのこの補正で出ておりました看板に関して、もろもろを考えますと133万8,000円が計上されておって、49万5,000円のカメラが2台ということで100万円弱、設置代金とかもあると思うんで、そこでも経費がかかるとしても、ざっくり考えても看板が1枚10万円から15万円するんじゃないかなと。横断幕つくってもそんなにかからないから、どれぐらい立派な看板ができるのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） カメラの金額について、もう少し構造形式について詳しくお話をさせていただこうと思います。

まず、簡単な形式としましては、電源を確保することが難しいのでソーラー式となっております。今、新田議員さんの発言の中にもありましたが、SDカードで記録をします。カメラ自体は、いたずらや盗難、事故等がないように高い位置に置きますが、記録媒体のSDカードは、職員がSDカードの中身を確認することになっておりますので、施錠付きのボックスの中に格納します。すなわち、カメラとSDカードの部分が離れております。

それと、万が一、SDカードの部分が箱ごと盗難に遭うことがあったとしても、記録にパスワードがかかっておりまして、盗難に遭っても見るできない状態のものを考えております。万が一、盗難に遭って悪用されてはいけないというふうに考えておりますので、その辺の機能も備えたものを設置する予定でございます。

それから、看板の値段の是非については、当初、県のほうと協議をした中で、いろんな表示の内容であるとか設置場所について協議を重ねたうえで業者のほうに見積りを取りまして、金額を計上させていただいている次第ですが、その金額については、看板の設置箇所は、まだ確実に設置場所については決まっておられません。道路管理者の県のほうと協議を今進めておるところですので。形状については、一番高い状態というふうに考えていただければなと思っております。

今後、早急に話を進めまして、設置場所等が確定しましたら、それにて実施をしたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前9時58分休憩

.....

午前9時59分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ちょっと看板代しっかり考えて、そんなに内容をいろいろ書いていくといっても限度があると思うから、そこにたくさん書いても意味がないですから、その辺りはちょっとしっかりと考えていただきたいと思います。

質問を変えまして、侵入の監視カメラに関して調べておりますと、例えばアイ・キャンでも、御存じかと思えますけど、防犯カメラ、あるいはこういう防災関連事業の概要としていっぱい書いてあるんですね。こういうところとタグを組んだり、これも予算が必要なことでありますから、しっかりと考えていかないといけないんですけれども、例えば町のホームページにも、ア

イ・キャンの生活情報カメラで大島大橋の状況が確認できますと。現状、周防大島町に13か所、生活情報カメラというものがあって、パソコンあるいはタブレット、スマホからでも確認できる状況にあると、こういうものを位置とか場所とかをもう1度考えて交渉しながら進めていくというやり方も考えるべきじゃないかなと思うんですが、その辺は御一考いただけるのかどうかお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 今のアイ・キャンの定点カメラであるとかいったものの利用も、同時に考えていきたいと思っております。ただし、大島大橋の下部につきましては、やはりカメラの設置がどうしても必要かなと思っております。

大島大橋上部にカメラを設置するまず最大の理由というのが、以前にも申し上げましたが、サルがどこを走って渡ってくるのか、アイ・キャンの定点カメラでどこまで確認できるかということもありますけれども、歩道を渡ってきているのか、大島大橋上部トラスを登って渡ってきているのかということも、詳細な部分も確認したい部分がありましたので、このような設置を考えた次第です。

しかしながら、新田議員さんの御指摘のとおり、アイ・キャンの定点カメラ等も、一様にやっただけならばというふうには考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） こういうものもあるので、駄目が元元でいろいろと、まず交渉してみても、こういう使い方ができないのかということからはじめてもいいと思います。

大島大橋に設置するカメラに関してちょっと戻りますが、この監視カメラに関して、SDカードで24時間連続10日間録画可能だったと思うんですけれども、2、3日に1回、職員の方がSDカードを取りにいったというのが、これが果たして継続するかどうか。実際に何名の方が、どの担当部署の方がこれを毎日のように繰り返すのか、2、3日にいっぺん繰り返すのか、まずそこから教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 撮ったSDカードの映像の確認は、現在、農林課の有害鳥獣対策班を中心に確認作業をしたいというふうに思っております。現実的に、有害鳥獣対策班は2名体制ですので、常にその2名だけで確認をするということは難しいと思っておりますけれども、農林課の中の職員で、順番に確認作業をしたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 今のも聞いて分かるように、非常に無理があるんじゃないかなと正直思っております。これが継続できるかどうかですよね。最初は当然見ると思います。むしろ

見てみたいなという気持ちもあって見ると思うけれども、これが恒久的に続くかどうかというのは非常に難しいところだと思います。

職員の方々も、さっきおっしゃっていた有害鳥獣対策班、2名しかいらっしゃらない。本来の業務は、やっぱり外に出る活動も多いと思うんです。それを削ってまでこれがルーティンの中に入ってくるというのは、ちょっと難しいんじゃないかなと思いますので、この辺りはちょっと考えて進めていただければと思います。

このカメラに関して非常に矛盾を感じるんですが、SDカードに入っているものを2、3日に1度確認すると、そのときもしサルが入ると。それを担当部署に戻って確認しよって、サルが映ったとしても、それは録画だから、防御するいわゆる態勢が整っていなかったら、結局入ってきてくる可能性もあるわけですね。なので、結局監視カメラで映ったときに、どのように撃退していくのかというその態勢づくりがない限り、カメラを設置するのはただサルが入ってくる、そのどこから入ってくるのかということも大切だとは思いますが、その態勢づくりをしておかないと防御はできないから、その防御の対策についてはどういうふうなお考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 新田議員さんの御意見はよく理解できるところでありますけれども、現実的にリアルタイムでの放送で監視をして、サルが出たぞと言って対策を取るのなかなか難しいのではないかなと、現実的には思っております。

繰り返しにはなりますけれども、まずどこから入ってくるのかということ、そこを防がないと次から次へと入ってくる可能性がありますので、今回のカメラの設置については、それを確認したいと。

また、大島大橋の、例えば歩道を渡って来ているというような可能性も当然あるわけですが、歩道にゲートをつけるということも非常に難しいと思います。その辺は、サルが大島大橋の上部を渡っているということが確認できたら、県のほうと至急に対策を検討していきたいと思っております。

ですから非常に、何ていうんですか、難しいところではあるんですけども、サルが入ったぞということは、確かにSDカードでの確認はリアルタイムではないんですが、まずはこれ以上の侵入防止を図ることを最大の理由として設置を考えた次第です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。産業建設部長が今おっしゃった侵入防止を図るためにカメラが必要、そうです。ただ、対策がなかったら入ってきます。ここは、ちょっと本当にしっかり詰めて、非常に難しいのも分かっています。私も、こうしたらいいよっていう

アイデアがすぐに出ればいいんですけども、それは非常に難しい、確かに。

今、ただカメラを置くだけでは対策にはならないと思います。監視ですよ。だから、ここはしっかり線引きをして、監視をするのか、対策をするのか。防御は対策に入るから、その2方向から、それがセットになってはじめて対策をしていくということだと思いますので、その辺りはちょっともう1度考えていただきたいと思います。

いわゆる消防団の活動と同じように、緊急出動で対応できるような形を取ったりとか、大島大橋に近いところにいらっしゃる猟友会の方々、あるいは三蒲には消防署があります。そういうところにも、さっきのアイ・キャンの話じゃないですけども、モニターを設置し、24時間体制で勤務をされていらっしゃるところにも、一緒に防御していただく、監視していただくというような体制を取ってもいいのではないかなど、私は思っております。

今、産業建設部長の答弁にもありましたが、結局大島大橋の歩道を通って来るのか、大島大橋の下部を通って来るのか、大島大橋の上部トラスを通って来るのかって分からん中で、以前もちょっと触れられましたが、大島大橋の上部トラスを通って来ると可能性もあるという言葉もあったと思うんですが、大島大橋の上部トラスは何もしないんですか。これは、有刺鉄線をここもするべきだと思いますが、要は防御しようと思ったときに、サルは上を越えていくから、そのときにタタッと上を行くと困るわけですよ。そしたら、歩道にすぐ何かをするというのは難しいかもしれないけれども、大島大橋の下部にできることは大島大橋の上部にもできるはずだから、そこら辺り、大島大橋の上部トラスに対して何かお考えがあれば。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 仮に大島大橋の上部トラスを渡ってサルが侵入してきていることが確認できたら、私どもが今考えるのは、例えばいわゆる忍び返しであるとか、有刺鉄板が大島大橋の上部トラスにも張り付けができないのかということは考えておりますが、それについては、やはり大島大橋を所管する山口県と話したうえで設置をしなければ、許可が出ないと設置ができないというふうに思っておりますので、まず、その交渉を進めるにあたって、大島大橋の上部トラスを渡っているかどうかということの確認が、真っ先に必要ではないかというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 大島大橋の上部トラスも、並行でお考えいただきたいと思います。

ちょっと質問をまたさらに変えていきます。サルの問題に関して、ずっと今話しておりますが、近隣の柳井市あるいは岩国市などとも、しっかりと連携をして進めていくべきであると思います。

町長の最初の御答弁でもありましたが、柳井市などとは連絡も取っていらっしゃる。私自身も、柳井市の農林水産課ですか、お話しをさせていただいて、非常に丁寧で、お詳しい方がいら

っしゃいます。ここは、もう早めに連携をしながら対策を打っていただきたいなど。例えば、大島周辺の警備を強化してもらって、そこに対して町としても補助を出すとかいう考え方を持っていてもいいのではないかと。先ほど出ました4基の箱わな自体を、屋代だけではなくて、例えば2基貸与するとか、向こう側に仕掛けてもらうとか、そういった考え方も柔軟性を持って進めていくべきではないかなと思います。

サルの問題というのは、もう本町だけの問題では決してなくて、近隣の市町、柳井市、岩国市との関わりがある問題だと思います。実際に、柳井市の鳥獣被害防止計画というのがあるんですけども、本町もあります。岩国市もあります。それを見ておきましても、柳井市のサルの捕獲計画数の目標数値として、毎年100頭を計上されておると。それに対して、大体捕れても20頭弱です。それぐらい、非常に捕獲するのが難しい動物と言ってもいいのかもしれない。その100頭を設定されているのが、向こうは大型のわなでどかっと捕るので、大きな数値を置いているという考え方もあるんですけども、それを除いても、やっぱり100頭に対してなかなか、もう20頭前後ですと推移しちよるから、それぐらい難しいんだと思うんです。

このこと自体、先ほど申しましたが、大島の方々とも連携しながら、向こうにいらっしゃる猟友会の方々とも連携しながら広域で考えていく、その辺りのお考えはいかがか、お教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 今、新田議員さんのおっしゃられたとおり、柳井市は経験が非常に深く、いろいろ御指導、御支援いただいている方がいらっしゃいます。これからも、いろいろ情報収集やアドバイスをいただきながら進めたいと思っております。

ただ、町としては今、単純にですが、考えておるのが大島大橋のたもと、いわゆる大島側に箱わなを設置できないだろうかと、入ってきそうになったサルが捕獲できないかということは考えておきまして、ただ、それは柳井市に設置するということになるんですが、猟友会さんとの関係、それから柳井市との協議の上で、それが可能であれば、大島大橋の入り口での捕獲ということも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。本当に本町だけで考えるのではなく、今産業建設部長もおっしゃったとおり何ができるんかと、何度も繰り返しになりますが、カメラを設置して、そこで防御しないといけないから、半径何百メートルだったら5分以内に行ける人がこんだけおるとか、そういう割り出し方っていうのも考えていくべきじゃないかなと思います。それは、大島側だけではないです。大島、あるいは神代まで行ったらちょっと行き過ぎかもしれないですけども、あちら側で円を描いたときに、この人だったら大島大橋まで何分で来れるかと、そういう人員配置だったりとか、どういう人がおるんかというところもしっかりと探ってい

ただきたいなと思っております。

ちょっとまたさらに質問を変えまして、これ以上入れないこと、当然私、それは同様の思いがあって、入れないことに注力することは当然重要であります。でも、既に、先ほど町長からありました令和3年4月から令和3年9月の中で26件目撃情報があるということは、既におるわけです。このおるものに対して、冒頭で申しましたが、動体カメラだったりとかってというのは考えられないのか。よく出る、複数回目撃情報があったとか、その近辺とかにそういうカメラを仕掛けて対応していくというのは考えられないのかお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） まず、目撃情報が多い地点への動体カメラというのは、今現在、ちょっと考えてはおりません。現実的に町民の方からいただいた目撃情報が多い場所に、具体的に設置をしたいというふうに考えております。

といいますのが、動体カメラがあるにこしたことはないんですが、まずは箱わなを設置して捕獲に努めたいと思っております。

あと、今後、複数頭での発見であるという場合には、対策は、今いろいろ御指導いただいている部分もありますので、適切な対応を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） これもちょっと以前に産業建設部長のほうからもありましたけれども、目撃情報を地図に落とし込んでおると。そういった情報を町民の方々と、これは共有をすおつもりはあるのかどうか、そこをお聞かせいただけるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 町民の皆さんからいただいた目撃情報の位置、数等を、やはり農業者の方ほどの辺に出るんだとか、自分としては防護態勢を取らなきゃいけないのかという御不安もあると思います。ただいたずらにその不安をあおるような結果になってもいけないと思いますので、その辺は協議を重ねたうえで情報提供するかどうか、もう1度検討させていただきたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 残り少なくなってきましたから、ありがとうございます。

確かに慎重にすべきだとは思いますが、でも、例えば近くで農業をされている方、あるいは住まわれている方にとっては、これ、非常に有益な情報になる可能性もある。御自分でやっぱり何とかしようという意味では、やはりある程度の情報はいるのでは、これが続くようですと、今26件なのが30件になって40件になって、どんどんそれが個体で1体なのかもしれないけども、その辺り状況によって進めていただきたいなと思っております。

まだたくさんあるんですけど、ちょっとさすがにそろそろ最後にしようかなと思っております。

これは、ちょっとお聞きした話なんですけれども、ある地域でサルを目撃情報があつて、恐らく農林課にはそれが届いちゃったと思うんです。ただ、その近くに学校があるんですけど、そこには伝わっていないという状況があつたとお聞きしております。

これは、農林課から教育委員会に連絡をしなかったのか、あるいは教育委員会には届いておつただけけれども、それが学校に届いとらんかったのか、そこを、この辺りどういう連絡系統になっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 今回のサルを目撃情報に対する学校等への注意については、以前イノシシが学校の周りに出没したときも、すぐに農林課のほうから教育委員会のほうへ連絡をして、教育委員会から各学校へ連絡をしていただいた経緯があります。

このたびについては、ちょっとその態勢が取れませんでした。正直なところ、サルを目撃情報について、私どもは教育委員会まで連絡するべきかどうか二の足を踏んだ部分もあるんですが、しかしながら、人的被害が起こらないとは限りませんので、今後その辺は徹底して学校等の周辺、あるいは通学路等での目撃情報があれば、たちまち教育委員会のほうに御連絡をしたいというふうに思っております。

先立っての地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の中でもお話ししましたが、害獣対策に対する各課での横のつながりを持った部会を持っておりますので、その中でも連絡体制等をさらに検討して、充実できるようにしていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 今回の答弁を聞いて少し安心しましたが、この指揮連絡系統、これは、いま1度しっかり見直していただいて、産業建設部長おっしゃるとおりで、イノシシでもそれは人的被害があるんですけど、サルになるとより一層気をつけないといけない。学校の近く、病院の近く、いろんな施設もあります。そういったところにもし出たら、もうしっかりと、決してどこの部署が悪いとかっていうのを追及するわけではないから、ただ、今回の場合だと農林課からきっちりと教育委員会、そして教育委員会から学校、あるいは自治会とか集落にも連絡するべきかもしれないですし、警察にも入れないといけないと思いますので、ここは指揮連絡系統をもう1度しっかりと確認していただきたいと思います。

サルに対しては以上で、まとめに入りますので、そこでお聞きいただきたいと思っております。

サルに対するまとめです。現状、補正予算などで対策をしようとしているのですが、現段階では、先ほどもちょっと申しましたが、対策ではなくてただ監視している、監視しようということに過ぎないと言っても過言ではないのかなと思っております。大島大橋近辺にカメラを設置する

のであれば、防御の態勢を同時に整えなければ対策にはならず、ただ単にサルを見ているだけという状況にもなりかねません。侵入経路とか確かに大切かもしれませんが、あくまで防御する態勢が必要だと思っております。

今しっかりと予算を組んで対応しなければ、当然手遅れになります。これまでのお話のように、これ以上サルを入れないことは非常に重要なことでありますが、令和3年4月から20件以上の目撃情報があるということで、既に島内に生息していると考えるのは当然のことでありまして、これに対しても現状、恐らく1個体なのか、個体数は少ないであろう今すぐに対応していただきたいと思っております。

サル対策に関しては、他の市町の状況や対処法などもしっかりと参考にしながら、より意味と価値のある対応策を専門家の意見なども聞きながら進めていただきたいと思っております。

簡単には当然解決しない問題も多々あると思いますが、数年後に、あのときにもっとこうしちよけば良かったなど、そういうことにならないように、今、本気の対策を模索願いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

そのままちょっと引き続きアレルギーのほうに、避難所の非常食について、御答弁町長からいただきました。現状、4,331食本町にあって、この中でアレルギー対応のものが1,580食分、36.48%、私が思っていた以上にあるので、まず一安心しております。正直ほとんどないのじゃないかなと思っているところもあったので、今回、この質問をして、私自身もものすごくアレルギーに詳しいわけではないんですが、こうやってこのことに執行部の方々、そして我々も知ることが非常に重要で、質問して良かったなと思っております。

今御用意されている、いろいろとこれを見ると思いはあるんですが、今、町民が1万5,000人前後おって、この数でええのかなというところもありますし、今あるアレルギーの対応食品1,580食分、これに関して避難所を御担当される職員の方々及び執行部の方々というのは、御認識をされていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 新田議員の御質問の町で備蓄している非常食について、数量的にどうかという御質問でございますが、新田議員さんのおっしゃるとおり、備蓄数量としては決して多くはないと思いますが、やはり非常食の公的備蓄には限りがございますので、町民の皆様方には日頃からいざというときのために飲料水、食料については最低でも3日間、できれば7日間程度の個人備蓄をしていただきますよう周知してまいりたいと考えております。また、引き続き公的備蓄にも努めてまいります。

アレルギーフリーの職員の周知については、今後、避難担当をしている職員には周知していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。そうですね、公的備蓄、限度がありますから、あれもこれも全部用意してくださいというのは、当然難しいことであります。一方で、さっきおっしゃった3日から7日間の各個人で備蓄を備える、それも非常に重要なことでありますから、しっかりとここも広報に入れるなり、ホームページに出すなり、防災無線でたまに言ったりとかでしっかりと周知をいただきたいと思います。

質問の最後ら辺にちょっと言ったんですけども、この誤食を防ぐための対応、これに関して、例えば食物アレルギーが分かるような、カードを首からぶら下げるとかビブスの着用だったり、それが避難所に置いていなかったら、それができないわけですから、そういったものの御準備というのは今後御検討いただけるのかどうかお教えください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 新田議員さんのビブスとかそういったものの配布についてでございますが、大規模災害発生時においては、まず、避難された方の状況把握をまず1番に行います。具体的には、避難された方または世帯別に避難者名簿を記入していただきます。名簿には現在も個々の病状や支援の必要性を記入していただく項目がございますが、誰が見ても分かりやすいように今後は工夫をしていきたいと考えております。

ほかには、支援物資の配布については、必ずアレルギー対応食品とそれ以外の食料等、間違いないように分けておくこと、また、食物アレルギーがある方やその家族は、普段から食事のたびに大変な気を遣っておられるため、他の避難者の方々には食物アレルギーの知識を深めていただき、食物アレルギーがある方への配慮にも御協力いただくよう周知していく必要があると考えております。

また、食物アレルギーのある方やその家族においては、災害時に一時的に物流がストップし、特にアレルギー対応食品においては、すぐには対応できないことも想定されることから、各家庭においては、やはり先ほど申し上げましたように、1週間以上とかできれば10日間の備蓄をするように御協力をいただけるよう、周知にも努めたいと思います。

それと、先ほどのビブスの関係については、表示ができるとか、分かりやすいようにそういうものをつけるように今後は検討していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 今の総務部長の答弁、すばらしかったと思います。それがしっかりと周知されて、全部が滞りなく進めば非常に変わると思います。

さっきはビブスとかカードとか言いましたけども、予算の問題ですぐに必要であれば、例えばガムテープでもええと思うんです。その辺りは何とかして対応いただきたいと思います。でも、

本当に今の御答弁、その中身がしっかりと進めばいろんなことがクリアできると思います。

あともう1つだけ、先ほど町長が避難所開設の運営マニュアルの中に、アレルギーについては触れておるけども、具体的な対応策これを今後は明記していかないといけない、そういうこともおっしゃってありました。ここもしっかりとやっていただいて、御対応いただきたいと思います。

結局、避難所に行かれる職員の方々は、何が起こるか分からない状況でそこに行かれるわけです。もし、その方がたまたま担当したときに、何かそういう問題が起こったら、その方も非常にショックだし、その御家族も当然そうです。その辺りをしっかりとふまえて、ただ単に避難所ができたから職員をつけたらいいやっていうような考えではなくて、やっぱりその中身をしっかりと考えていただきたいと思っております。

避難所については以上で、最後のまとめに入りたいと思います。

これまでも避難所関係は、様々な質問をさせていただきました。もちろん町として、先ほども申しましたが、準備できるものにも限りがありまして、あれもこれもすべて用意してくださいとは申しません。自然災害はいつ何時どこで起こるか分からない中で、我々ひとりひとりが常日頃から備えをしておくことは非常に重要なことであります。しかしながら、これは急な災害で、準備していたはずの食料なども、家から持参することもできず、直接避難しなければならない状況も考えられます。このような最悪な状況を想定しながら、町としてもできる限りのサポートをお願いしたいと思っております。

災害時に避難所が開設される場合は、お子様からお年寄りまで様々な方が来られることを考慮して進めないといけないことは言うまでもございません。何よりも、そこに避難される方々が安心して過ごせる、そういった場所を提供することが重要であり、避難所をただ開設するというのではなくて、その先、さらに中身をしっかりと考えて運営していかないといけないと思います。安全に過ごせる場所のはずの避難所が、体調不良あるいは二次的な災害に遭うということはあってはならず、できる限りの御準備と御対応をお願いしたいと思います。

本日も、様々なたくさんの要望をさせていただきましたが、できることを着実に実行いただけることを切に願っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、新田健介議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 今回も質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今日は子育て支援について、ファミリーサポートセンター事業の実施について、質問いたします。

ファミリーサポートセンターは、平成26年に厚生労働省で実施要綱が定められた事業であります。子育ての援助を受けたい依頼会員と、それから援助を行いたい援助会員とが、会員登録をして、地域で子育てを支え合う会員組織で、それぞれの会員の橋渡しを行うのがファミリーサポートセンターです。

依頼会員の方が利用できる場面は多岐にわたります。保育施設まで子供の送迎をしてほしい、保育施設の時間外に子供を預かってほしい、子供の習い事の送迎をしてほしい、少し疲れたので息抜きがしたいなど、有料ではありますが、多くの場面で援助会員にお願いをすることができ、子育て中の家庭を支援するのが目的であります。

実際には、どのように使われているのか、県庁のこども・子育て応援局を訪ねてお話を伺いました。

援助会員は事故対策も含めた援助活動に必要な講習を受け、保険にも加入します。さらに最初に利用する前に、依頼会員と援助会員が顔合わせをします。依頼するほうもはじめから安心して子供さんを預けることができます。

子育て中の方には、ありがたいこの事業は、山口県内では既にほとんどの市町で実施されておりまして、実施していない自治体は僅か3町、和木町、上関町、それから私どもの周防大島町です。

令和2年3月に発表されました、周防大島町第2期子ども・子育て支援事業計画、令和2年度から令和6年度では、近隣市町との連携により、令和6年度以降の実施を目指すとありますが、近隣の柳井市、岩国市、それから田布施町、平生町では既に実施されていて、多くの方が利用しています。

こちらの第2期子ども・子育て支援事業計画の基になっている、平成31年に実施したアンケートでは、ファミリーサポートセンターを利用したいという回答が全体の2.6%、利用したことがあるという回答は0.9%と少数ですが、同時に、ファミリーサポートセンターを知らないという回答の方が55.9%と多数を占め、そういう制度があるなら利用したいという、潜在的な利用希望者はおられることが考えられます。

また、本計画の子供の預かりの状況の調査では、緊急時には5割以上、日常においても4割以

上が祖父母等の親族に預かってもらえるという状況が見られ、そのうちの7割近くが負担等の問題を感じていないことが分かります。

一方で負担をかけていることが、心苦しいと考えている方が2割近くおられますとの分析があります。緊急時、日常ともに子供を預けられる友人、知人がいないという回答は9.7%、およそ1割です。

子育てに関わる事情は御家庭それぞれです。例え、少数であったとしても、取りこぼすことなく、ひとつでも多くの家庭が子育ての負担を軽減できるよう、このファミリーサポートセンター事業の早期の実現が必要と考えます。

町長も今年度の施政方針で、山口県一の子育てしやすい制度と環境をつくりたいと考えていることを述べておられます。

現状では、近隣の市町に遅れを取っている、このファミリーサポートセンター事業の現在の進捗状況について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員さんの子育てに関するファミリーサポートセンターの進捗についての御質問にお答えいたします。

令和2年12月議会の一般質問でも、御回答いたしましたけれども、平成30年度に、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施いたしました。

その結果、ファミリーサポートセンターの必要見込数は3.5%、16世帯となっており、国の設置基準である会員数50人以上の要件を満たさないことから、ファミリーサポートセンターの町独自の設置は、困難であると判断をしたところでございます。

また、令和元年度の第2期子ども・子育て支援事業計画の策定委員会におきまして、委員の方より、事故による損害賠償の事例があり、実施については慎重に検討すべき、そして有資格者で実施する一時預かり、子育てショートステイ、延長保育、病児・病後児保育等、ほかの事業が利用できるといった意見があったことから、柳井広域圏内の市町との連携により、令和6年度以降の実施を目指すと、そういった答弁をしております。

御質問のファミリーサポートセンター設置へ向けた進捗状況でございますが、柳井市、平生町、田布施町が広域で行っているファミリーサポートセンターの現状や課題を精査するとともに、令和4年度にファミリーサポートセンターについて、再度ニーズ調査を行い、その結果をとりまとめ、子ども・子育て会議に諮ることとしております。

そして、子ども・子育て会議で了承が得られれば、令和5年度に、柳井広域圏内の市町と広域実施に向けた協議を行い、サービス提供会員の募集を行い、令和6年度にファミリーサポートセ

ンターを柳井広域で共同実施したいと考えております。

いずれにいたしましても、私は、山口県一子育てしやすい町を目指し、さらなる子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。

大変前向きに捉えていただいて、子ども・子育て会議での承認が得られれば、令和5年度に協議という条件はありますけれども、令和6年度からの広域実施に向けて進めていただけるものと考えております。どうもありがとうございます。

とはいうものの、近隣の市町では既に実施されているものです。これはぜひ早く令和6年度と言わず、とにかく1年でも、ひと月でも早く、早い実施が待ち望まれるものでありますし、ぜひそのように動いていただきたいものと思っております。

その際、いろんな課題があると思います。ほかに考えられる課題としてはどのようなものがあるか、お聞かせいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 山根議員さんのほうから、懸案事項がまだいろいろあるのではないかと御質問でございました。

今後の設置へ向けた懸案事項でございますが、まずサービス提供会員というものが、本当にこの町で確保ができるかどうか、というひとつ大きな問題があるということでございます。

それからもう1点、柳井広域圏への参入が本当に可能であるかどうか、さらに申し上げますと、柳井広域圏でやっているファミリーサポートセンターの実績の大多数が塾への送迎となっており、こういった多くの課題もまだ山積をしていると考えております。

少し具体的に申し上げたいと存じます。過去に、実は柳井広域圏にファミリーサポートセンターに入れてほしいという申入れをした経緯がございます。その際、実は柳井広域圏からは、周防大島町はやっぱり大変広い、そして仮に周防大島町を入れるということになりますと、周防大島町専用の、先ほどもあったように、ファミリーサポートセンターとしてのコーディネーターの設置が、周防大島町専用のコーディネーターの設置が必要だと、その費用はすべて周防大島町でもっていただかないといけないでしょうねというような形で、少しやんわりお断りをされたという経緯がございます。

このようなことで、仮にではございますが、柳井広域圏への参入が困難だとなった場合においては、令和3年4月に国の要綱が改正をされております。昨年12月の段階では、会員数が

50人を満たさないといけない、こういう話を申し上げたんですが、この4月から細分化をされまして、20人からの設置が可能となっております。

そうすると、仮に柳井広域圏に入ることができないということになりますと、町単独での設置も検討が必要になるということもございます。ただし、ここの細分化をされた場合、20人から49人という形になるんですけども、その場合の運営費の基準額が、国の基準では100万円ということになっておりまして、当然100万円では足りませんが、財政面でのことも検討が必要になってくるのではないかと、このように考えております。

最後になんですが、私たちが児童福祉対策を行うときに、2つの理念で対応をするということにしております。それは、まず子供の最善の利益、子供にとって何が最もよい対応になるのかというのを考えます。

そして、もう1つは、子育ての最終責任は親が負うという、この2つの理念でございます。

例えば、子育ての最終責任は親が負う、このたびの新型コロナウイルスワクチン接種、私たちは18歳高校生までについては、親の承諾がなければ新型コロナウイルスワクチンを接種することはありませんでした。

そういうこともふまえて対応しておるということでございます。これは児童福祉法をはじめ、教育基本法、様々な子供に関する法律の中に、そのようにきちんと規定をされていることでございます。

そして、昨今子ども・子育て支援法ということの法律で動いております。子ども・子育て支援法、まずは子供にしっかりと光を当てて、そして、その後に子育て支援法を行うということが、私たちが児童福祉を行う理念でございます。

よって、今回ファミリーサポートセンターを、設置をすることが、子供たちにとってどれほど、子供たちのこれからの活動に充実をすることができるか、そして、親御さんの負担軽減につながるのか、この2つを検討しながら、設置に向けて検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） どうもありがとうございます。前向きに検討していただいて、設置に向けて進めていただけるということで、大変心強く思っております。

今は幾つかの課題について、提示をいただきました。その中で、いろいろありまして、町長からのお話の中であった、事故等があったときということで、私も県庁のこども・子育て応援局のほうでいろいろお話を伺ってきました。

この援助会員になるにあたっては、20時間以上の研修を受けていただいて、それでしっかりとその辺は事故防止であるとか、いろんな実施していくにあたっての注意事項であるとか、そう

いうことはしっかりと研修されてから、会員になるということが決められております。

もちろん、申しましたとおり、保険にも入っていただきますし。

県のほうでは、それぞれの広域で、県全体で定期的に意見交換会であるとか、学習会を行っておりまして、それぞれのいろんな市町の会員の方が集まって、学習をして研修をしていくと、それをどんどんブラッシュアップしていくと、そういうことをしっかりと手当てしていると、そういうことを教えていただきました。

また、御担当の方、班長の方のお話では、班長になられてから3年になるけれども、1度もそういう事故等の連絡を、僕は受けたことがないと、そういう話もいただいております。

もちろん、それ以前の話ですとか、全国になるとそういうことは、事例はもしかするとあるかもしれませんが。しかしそれに対しては、きちっとした手当てがされているということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、あとやっぱり出てくるのが、こういう使い方はどうなのかというところで、例えば塾への送迎というところが、問題視される方もいらっしゃると思います。ただ、そのところは、私は別に塾の送迎だとか、習い事の送迎とかで、こういうのを使っていただくのは、別に問題はないんじゃないかと思っております。

例えば、親御さんが買物に行きたいとか、食事に行きたいとか、そういうことで、こういう制度を使われても、そりゃ何ら問題はないんじゃないかと。

実際、この黄色いペーパーがありまして、これは県がつくっているファミリーサポートセンターのチラシなんですけれど、これにも、こんなときに利用できますということで、子供の習い事の送迎をしてほしい。それから、少し疲れたので、息抜きがしたいという文言が入っております。

でも、こういうことに使っても問題ないということを提示してあるので、そこは問題視することはないと思います。

むしろ問題なのは、そういう制度がないために、例えば周防大島町の子供さんが、塾に行けない。親の都合で塾に行けない。それから希望している習い事ができないということで、自分の可能性を狭めてしまう、可能性を限ってしまう、そういうところこそが問題ではないのかと、私は思うところです。

柳井市に生まれれば、平生町、田布施町に生まれれば、そういうことが、自分の可能性を伸ばすことができたのに、周防大島町に生まれて、そういう制度がないために、可能性に限界を持たせなければいけない、そういう子供さんが1人でも少なくなつてほしいと、1人もそういう子供さんがいない周防大島町であつてほしいと、私はそう思います。

それから、もう1つ出てくるのが、少し疲れたとき、息抜きがしたいなどのところだと思いま

す。そういうところも、子育てというのは人それぞれ、御家庭それぞれだと思います。そういった中で、こういった制度を息抜きだったり、買物、食事だったり、そういうことに使っても、それはいいと思います。

税金を使った施策を、そういう個人の楽しみに使うのはいかがなものかという、そういう考え方もあるとは思いますが、今はもう時代が変わって、そういうところで苦労しながら、子育てをするのが当たり前という、そういう時代ではなくなってきていると思うんです。

今から30年ぐらい前に、私がか会社にいった頃は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントは当たりの職場で、そういうのをしっかりやって、頑張って耐えていかなきゃいけないんだというのが当たり前でしたけれども、今はそういうのは全部否定されております。

時代はやっぱり変わっているんで、そういうところを鑑みて、この制度は進めていただきたいと思っております。

これは通告にないので、今ちょっと考えたことで、通告にないので、意見として申したいんですけども、子ども・子育て会議委員ということで15名の方がいらっしゃいます。これで見させていただくと、現下現在の委員の方見させていただくと、子育て世代の方というのが、私が数えた中で、議員で委員をしていらっしゃる新田議員も含めて6名かなと、もしかすると、ひとりひとり存じ上げているわけではないんで、あれですけども、私がざっと考えるとPTAの連合会会長さんですとか、保護者代表の方ですとか、それで6名かなと、15名中6名というのは、これ少ないんじゃないかなという気がいたします。半分程度は、8名程度は、できれば10名程度、そういう子育て世代の方に入ってもらって、いろんな意見を述べていただいて、それを反映させていくと、そういうことが大事じゃないかと思っております。

もちろん有識者の方の意見も大事です。有識者の方の意見も大事ですけども、それに引っ張られて、現在子育てに携わっておられる方の意見が少なくなるというのは、それはいかがなものかと思っております。

これは提案になりますけれども、もし意見がいただければ、御答弁いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員さんから御質問いただいた件につきまして、私も幼い子供を育てる保護者の1人であります。

そして、町としては、ファミリーサポートセンターの設置というのは、山根議員御指摘のとおり、大切なことであると感じております。

そして、町としましては子育てに対して、提供をするということだけではなくて、今、山根議員おっしゃるように、多様化があります。子育てにもいろんな多様化をしているということであ

りますので、皆さんがどういったニーズをお持ちなのかということをはっきりさせていく、そして耳を傾けていくということが大切だと思っております。

加えて、それだけではなくて、やはり財源の確保もしなくてはなりません。財源の確保をしっかりしたうえで、そしてまた広域でということでもありますので、近隣の市町ともしっかりと連携、そして情報共有をして形をつくっていくことが、必要だと思います。

山根議員には、的確な御指摘をいただいて、それをしっかりと活かしてまいりたいと思っております。

ファミリーサポートセンターの中でも、病児そして病後児保育というようなことは、大変重要だという声が多いところであります。ですが、なかなか病児保育というのも、子供さんの保育をする過程が難しいものがありますので、設置基準ですとか、コーディネーターの方が必要になってくるかと思っておりますので、そのあたりもしっかりと検討して取り組んでということになるかと思っております。

そして、子ども・子育て会議も、こちらの会議は医療または保育、そして教育の分野から、皆さん委員の方が議論していただいております。年齢層のこともありますけれども、今、最善の皆さんにお集まりをいただいて会議を進めていただいております。そのあたりは御理解、御協力をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。

予算措置であるとか、それから体制についていろいろと検討していかないといけないこと等あると思います。特に、援助会員の方については、県庁でも質問しましたところ、どこの市町も広報等で募集をかけて、それで集まってもらっているというお話がありました。

すぐに集まるものでもないですし、それから集まっていたとしても、研修などで時間がかかることでもあります。とにかく令和6年度と言わず、1年でも、ひと月でも早く実施できるように、私のほうから切にお願い申しまして、今日は質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、10番、吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議席番号10番、吉村忍でございます。今回も発言の機会を与えていただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

質問に先立ちまして、少しばかり御挨拶をさせていただきます。山口県では現在、デルタ株感染拡大防止集中対策を9月26日までに延長し、県外との往来の自粛や外出機会の半減、感染予

防策の徹底を呼びかけ、さらには飲食店等への営業時間短縮の協力を要請し、本県での感染の再拡大の阻止に集中的に取り組んでいます。

いよいよ明日からはシルバーウィークに突入いたします。町内各地の観光地や旅行などで、緊急事態発令中の県のナンバーの車を見かける不思議な現象を目にする機会が増え、不安や不満を抱く町民の方々もいらっしゃると思いますが、人のふり見て我がふり直せという言葉もございません。感染の再拡大の阻止に周防大島町民一丸となり、集中して取り組んでまいりましょう。

それでは、通告に従いまして、簡単な質問を2項目ほどさせていただきます。なお、今回は変化球や牽制球などの使用は考えておりません。執行部の皆様、どうぞ御安心ください。

また感染再拡大の防止及び台風14号が接近中であり、先ほど10時50分に本町にも暴風警報が発令されたこともありまして、なるべく短時間で終わりたいと考えております。

それでは、最初に新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスワクチンの各年代の接種人数と接種率、またワクチン未接種の方への接種促進のための支援や事業等を行う予定はないかを伺います。

次に、定住対策について伺います。

総務省の住民基本台帳に基づく都道府県及び市町村別詳細分析表によりますと、転出先は過去5年連続して柳井市が第1位となっております。平均約80名の方が周防大島町から柳井市に転出をしています。

さらに岩国市に転出した方を加えますと、平均136名の方がこの通勤、通学圏内である柳井市と岩国市に転出をしています。

これら近隣市への転出は、町の施策や魅力ある学校づくり、職員の町内居住等により抑制しなければならないと考えます。この現状をどう捉え、柳井市や岩国市への転出抑制の対策について、執行部の見解を伺います。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員さんの新型コロナウイルス感染症対策の①各年代別の接種人数と接種率、そして②町独自の未接種の方への接種促進のための支援や事業等の実施予定についての御質問にお答えをいたします。

1点目の本町の年代別接種状況であります、少し古いデータで申し訳ございませんが、県の集計によりますと、8月28日現在で、10歳代の方が48.9%、20歳代の方が44.8%、30歳代の方が50.9%、40歳代の方が57.4%、50歳代の方が68.4%、60歳から64歳の方が71.4%、65歳から69歳の方が75.0%、70歳代の方が88.6%、80歳以上の方が90.0%となっております。

2点目の町独自の未接種の方への接種促進のための支援や事業等の実施予定でございますが、本町の接種計画に基づく接種は、9月上旬に概ね完了し、現在は、様子を見て後で打ちたい方約300人程度の予約を健康増進課で受け付け、各医療機関にて接種を行っております。

今後は国から供給されるワクチンの量も限られてくることが予想されており、接種を希望される方が、早めに接種できるよう、私からも防災無線での呼びかけを行うとともに、広報、町ホームページ等を活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 吉村議員さんの定住対策についての御質問にお答えいたします。

日本全体が少子高齢化という人口減少社会に直面している中、本町におきましては、少子高齢化が急速に進行していることに加え、人口流出が深刻な問題となっており、まちの活力やコミュニティの維持において、厳しい局面を迎えております。

吉村議員さんが申されたように、総務省の住民基本台帳に基づく市区町村別詳細分析表では、過去5年間における転出先として、県内では柳井市が第1位で、第2位は岩国市となっており、県外におきましては広島市が最も多くなっております。5歳ごとの年齢別では15歳から19歳と20歳から24歳までの転出が最も多く、令和2年度におきましては、転出者数488名のうち約半数の235名を占めております。

転出の理由としましては、大学等への進学による学業上や、職業上の理由により、教育の場や雇用の場を求めて町外へ転出される方が多いと考えられ、社会増減におきましては、転出超過の状況が続いております。

若い世代の転出抑制と転入促進を図るためには、若者の町内への定着や町外へ進学した若者のUターンを促進し、本町への人の流れを創り出していく必要があると考えております。

このためには、本町における交流人口や関係人口を増やすとともに、空き校舎や遊休施設を活用したサテライトオフィス等の誘致を図るなど、新たな雇用の創出や魅力ある就業の場を確保し、安定した雇用を創出していくための取組をさらに強化していく必要があり、農業・漁業振興の充実や観光の振興、起業支援、地域資源を活用した新商品の開発・販路拡大支援など、町の産業力を高めることにより、若者の雇用の場を創出していくことが重要な施策であり、引き続き対策を講じてまいりたいと考えております。

また、仕事と子育ての両立をはじめ、多様なニーズに応じた子育て支援を実施することで、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備にも努めているところであります。

魅力ある学校づくりにつきましても、コミュニティ・スクールの仕組みを活かし、地域の方々の教育力を学校教育に取り入れるなどして、本町の子供は、みんなで育てる意識の醸成を図り、町の歴史や文化を教材として、ふるさとを学びふるさとを愛する心情の育成に努めております。

また、小規模校の特色を活かした、児童生徒ひとりひとりにきめ細かな指導を工夫することなどの取組により、本町ならではの魅力ある学校づくりに努めているところでございます。

職員の町内居住等の課題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、本町では定住対策のために諸施策を展開しているところであり、町外に居住している町職員はそれぞれの事情があるとは思いますが、自らが行政サービスの担い手であることを自覚することも重要であり、強制は困難でございますが、町内に居住することの重要性を十分認識していただきたいと考えております。

なお、近年では、新しいライフスタイルの1つとして、地方への定住・移住を検討する都市住民が増えつつあり、移住相談件数につきましても、平成30年度399件、令和元年度411件、令和2年度505件と年々増加しているところでございます。

こういった現状をふまえ、本町におきましては、たのしい島・すみたい島・いきたい島を目標に、親・子・孫の3世代が安心して暮らしていける地域づくりを目指し、定住対策、子育て・教育支援、防災対策を重点政策として、住民の生活に密着した施策や施設の整備、定住に向けた子育て支援の充実、教育環境の整備充実、地域の安心安全のための防災対策など、多くの行政事務が定住促進に関わりを持っており、取組を進めているところでございます。

今後におきましても、いち早くできることから対策を講じることが必要であると考えておりますので、やれることはすべてやるという意識で取り組み、転出者の抑制、転入者の増加を図ってまいります。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 最後に、やれることはすべてやる、アントニオ猪木みたいな言い方です。すばらしかったと思います。前町長もそういうようなことをおっしゃっていましたので、しっかりとよろしく願いをいたします。

冒頭で簡単な質問等は申し上げましたが、非常に難しい質問であったかと思えます。

今回、問題提起という形で、町民の皆さん、議員の皆さん、柳井市へ毎年80名転出しているという事実を知ってもらうことがまず目的であります。

全国から19名の方が移住をされ、136名が柳井市、岩国市へと出ていく現状でございます。これは町の施策や魅力ある学校づくり、また職員の町内居住等により、絶対抑制しなければならない数字であります。

あえて私が職員の町内居住、いつも悪者になるんですけれども、あげていきますけれども、職員が住みたいと思わん町に、本当に一般の人が住みたいって思うのかなというふうなことをよく言われます。

3年前に、趣旨は違いますが、同様な質問をしました。2018年10月15日発行の

議会だより、ここにあるんですけども、ちょっと読んでみましようか。

町外居住の町職員の実態について、質問の趣旨です。定住対策を最重要課題と位置づけている本町だが、町の職員が町外へ居住することは相反する事態であり、職員は行政としての立場でのまちづくりを推進する一方、町民としての立場で地域活動に参加することも求められている。

先日の台風21号の強風にあおられ関西国際空港連絡橋にタンカー船が衝突し通行不能となる事態があったように、大島大橋に船舶が衝突するなどし、通行不能となり、孤立することはもはや想定外ではない。このすばらしい質問をしました。

この直後に事故が起こりまして、本当に起こってしまって、当時私随分怒られました。ああいふことお前が言うけ、ほんまに起こったじゃろうが、一部からは予言者とも言われたりしましたけれども、それは置いちゃって、現在、その数字からさらに減っちゃうとは思うんですけども、現在の状況、もしこのデータがあれば教えていただきたい。その中に、言っているかどうか、幹部職員がそのうち何人ぐらいおるかとかいうんがあれば、データがあれば、お伺いします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 吉村議員さんの現在町外に居住している職員は何人いるか、また管理職等は何人いるかという御質問にお答えいたします。

令和3年4月1日現在で、特別職を除き、再任用職員を含め、40人が町外に居住しており、居住先で申しますと、柳井市が最も多く24人、続いて岩国市が9人、下松市、平生町、光市がそれぞれ2人、田布施町が1人となっております、率で申し上げますと、17.3%となっております。

吉村議員さんの御質問いただいた平成30年の9月議会と比較して、2.1%の増と、残念な結果となっております。

しかしながら、平成30年9月議会の吉村議員さんの一般質問において、検討事案をいただきましたので、令和元年度新規採用試験時から、募集要項に、町では職員自らが地域協働の担い手として活動するために、町内に居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ方の応募を歓迎しております、という文言を盛り込んで募集しており、また面接試験時には、採用後に町内に居住することの意思についても確認をしております。

このことから、新規採用職員の町内の居住状況を直近3年間で見ますと、令和元年度では、現在4人全員が町内に居住し、令和2年度では9人中8人が町内に居住し、令和3年度では3人全員が町内に居住しており、徐々ではございますが、ある程度の効果はあったのではないかと考えております。

また、管理職においては、町外居住者は1名となっておりますが、管理職となった時点で町内に居住してきた職員も現におります。本町では、人口減少や少子高齢化など多くの課題を抱えて

おり、また近年の豪雨災害等を鑑みますと、町職員は行政としての立場でまちづくりを推進する一方、町民としての立場で地域活動に参加することも求められております。

また、災害発生時には、昼夜を問わず迅速に参集しなければならず、それができる環境を整え、危機管理体制を強化する必要があると考えております。

このことから、町職員が町内に居住することは、災害対応や定住対策等の様々な施策を展開するうえで、大変重要であると考えております。

ただ、職員にはそれぞれ家庭の事情等、個々の状況もあり、強制はできませんが、職員自らが行政サービスや地域協働の担い手であることを十分認識すべきであると考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） しっかりデータを届けていただいてありがとうございます。新規採用の職員に関しては、面接時にしっかりと約束しているので、裏切ることはないと思いますので、今後はどんどんこのパーセントも上がっていくと思っています。

あまり言うてもしょうがないんですけど、前回は38名、今回40名、少し増えてしまったということでございますけれども、0%が本来の数字ではあるとは思うんですけども、これ町長や総務部長を責めても仕方ないんで、当時の町長の御答弁にもありましたけれども、職員自らが認識すべきことであると思いますんで、この件に関しては、これぐらいでやめておきます。

今日はやめておきますけれども、定期的にはまた追っていきますので、次の総務部長さんになったぐらいのときに、また準備をしたいと思います。

いかにして、柳井市や岩国市への転出を抑制するかでありますけれども、現在、行われている、若者定住促進住宅の建設であるとか、保育料の完全無償化、中学生までの医療費の無償化に加えて、今後学校給食とか、高校生までの医療費の無償化というのがありますし、過去も一般質問で取り上げましたけれども、町立病院の休日夜間の救急受入れの改善を、それと地域公共交通の整備、防犯カメラ設置等、安心して暮らせる町をつくっていただきたいと思います。

さらには、疑問があるんですけども、外から来た就農者、手厚い支援がございまして、地元で跡継ぎの2代目、3代目の家には全く支援がないという矛盾もあります。

また外から、町外から通ってくる高校生には通学費の補助がありますけれども、本町に住民税を納めている家庭から町内外の高校に通う高校生への補助は全くない。これも矛盾と捉えております。

こういった矛盾の積み重ねが、町民の不満を呼びまして、転出にもつながっていくのではないかなと思っています。

2、3年前ですか、総務文教常任委員会で、定住促進協議会を通じて移住された方が、その後も定住し続けているかという質問をしましたが、その際、一切そういうことは行っていない

ということでございます。その旨私もちょっと不思議でならないと思っています。不思議でなりません。

あらゆる施策が定住対策につながっておりまして、去るもの追わず来るもの拒まずではないですが、新田議員の言うようにサルはしっかり追い払っていただかなければなりませんけれども、転出者の転出理由にしっかり注目していただいて、転出者へのアンケート調査なども行っていただいて、町民の皆様のしっかり意見に耳を傾けていただきたいと思います。

ちょっと順番間違えた……。先に定住のほうを済ませちゃきますね。議員各位におかれまして、この問題を共有していただきまして、柳井市や岩国市への転出効果についてともに取組んでまいりましょうということを今回私が伝えたかったことであります。

戻りますけれども、接種率についてワクチンです。済みません、順番を間違えてしまいました。9月12日の新聞報道で見たんですけれども、山口県が1回目が71.1%、2回目が61.8%ということございまして、いずれの割合も全国トップということでもあります。これを周防大島町、はるかに上回る数字を定例会の初日に教えていただいたんですけれども、年齢層は年代数が高くなるにつなまって接種率が上がっているというのが現状ございまして、やっぱり若い世代が半数程度ということで、ここを今からどういうふうに対応していくかということになるんだと思います。

また、時間外労働等でしっかりと貢献いただきました健康増進課の皆様には心から敬意と感謝を申し上げ、接種率向上に対してです、まずお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、町内の経済活動と地域活動の再開の日は、私はそう遠くないと感じております。しかしながら、嫌味を言うんですけれども、12月の大島一周駅伝、来年の1月のサザン・セット大島ロードレースは、2年連続中止となってしまいました。実は今年3月に岩国市の錦帯橋ロードレース大会は、参加者の地域を限定して無事に開催をされております。また、この後11月には、同じく岩国市の玖西駅伝なんかは、感染拡大予防ガイドラインを作成して開催されることになっているようでございます。

本町は現在、DVDを見て家の中で運動することを推奨しているようでありますけれども、やはり外の空気を吸いながら、太陽の光を浴びて体を動かすことのほうが、心も体もリフレッシュできる。大会があれば目標もでき、体を動かそうという気持ちにもなり、健康の維持も期待できます。

また、現在の子供たちはスポーツからでしか学べない連帯感であるとか達成感、感動、挫折などこのような機会が大変少なくなっています。新型コロナウイルスワクチンの高接種率を武器にスポーツ大会やイベントの再開には中止ありきではなくて、新たなガイドラインを設けるなどして今後は御検討いただきたいと、教育長、よろしく願いをいたします。

現在、山口県は全国トップの接種率なんですけれども、新型コロナウイルスワクチンに関しては接種率とか接種完了の早さを競う大会ではまずありません。集団免疫を獲得できると言われる数値には達しておりますけれども、現在これで町はよしとするのかというところがあります。私は100%に近づける努力をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、先ほどの御答弁では町長が防災無線や広報ですか、しっかりと呼びかけをしていただくということでありましたので安心はしております。

ちょっと質問をしておきますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種促進のための事業に対して、先ほどの御答弁の中にはなかったんですけれども、例えば埼玉県の宮代町というところは、新型コロナウイルスワクチン接種者に対して1人1,000円分のワクチンありがとう商品券というのを交付する事業が行われてます。町内にある飲食店が独自に予防接種済証、これ提示すればワンドリンクサービスであるとかいうのを実施されてます。他県の例でありますけれども、お買い物の会計から10%オフとか、クリーニングは30%オフというものもありましたけれども、いわゆる接種者特典キャンペーンっていうものを商工業者が行いやすくなるような事業、そういうところへの補助はないかというところをお伺いしたかったんですけども、何かお考えはないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員に御質問をいただきました、ワクチンを接種された方に対することということでありますけれども、ここで今現在、緊急事態宣言があり、そしてまた、まん延防止等重点措置といったところでは、不要不急の外出の自粛、そして飲食店の営業時間、酒類の提供、会食の制限など、日常生活の制約を通じて新型コロナウイルス感染症への対策が進められているところでございます。今、山口県でも、デルタ株感染防止集中対策期間を26日まで延長されて取り組んでおるところでございます。

先般、国では、新型コロナウイルスワクチン接種がさらに進んだ段階では、感染対策と日常生活の回復に向けた取組を両立した仕組みとして、新型コロナウイルスワクチン接種と検査を組み合わせたワクチン・検査パッケージの活用が国からも公表されたところであります。具体的には、飲食、イベント、人の移動、学校などにおける制限の緩和、こちらが議論されておまして、11月以降の開始を目指すとされております。

このワクチン・検査パッケージというのは、新型コロナウイルスワクチンの接種履歴、接種歴及びPCRなどの検査結果をもとに、個人が他者に二次感染させるリスクが低いことを示すという仕組みであります。疾患等により新型コロナウイルスワクチン接種を受けられない人や希望されない方というのが一定数存在し、新型コロナウイルスワクチンの予防効果にも限界があることや、新型コロナウイルスワクチンを接種していない方が一定の制約を受けるという不利益をどこ

まで受け入れるべきかということこれから議論する必要があるとも言われております。

そして、デルタ株をはじめとする変異株による感染拡大に引き続き最大限の警戒が必要であります。新型コロナウイルスワクチン接種の進捗、そしてまた中和抗体療法、いわゆるカクテル療法の普及によって重症化のリスクが低減され、医療体制の逼迫が生じにくくなることにより、可能な限り制約のない日常生活に戻していくことが必要となると考えております。

本町においては、日常生活の回復へ向けた取組を可能とするために、若者層を中心とした新型コロナウイルスワクチン接種率の向上、そして町独自のPCR検査、そして抗原検査キットにより検査の普及によるさらなるデルタ株感染防止対策、こちらを重要として考えてまいりたいと思っております。

そのうえで、国民的な議論を通じて得られた制限緩和、この考え方をもとに町民の皆様安心して暮らし、そして社会経済活動の両立を考えたその対策、取組んでまいりたいと思っておりますし、吉村議員御指摘のとおり具体例、また、他の市町の取組もしっかりと研究した上で、この周防大島町の形というものを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 御検討をよろしく願いいたします。

前回、感染者等の生活支援についてちょっと伺ったんですけど、これは質問じゃないです。私の意見ですから構えないで結構です。

その後において5名の感染が確認されてます。6月以降です、6月議会以降です。その中の1人からちょっとお話を伺うことができました。良い例かな。その方は自宅療養を希望されていたんですけども、近藤と名乗る優しい声の男性から電話があったそうです。入院を勧められたそうです。本当は本人は自宅で療養したかったということですが、その優しい声に口説かれて入院を決意したというふうなことが耳に入っています。その電話の主が健康福祉部長かどうかは分かりませんが、感染者に直接アプローチをかけてアドバイスをされているという事実が分かりましたので、私、安心しました。ちゃんとしっかりと取組んで、私、健康福祉部長かどうか分かりませんが、取組んでいただいているということが耳に入りましたので、少し安心をしたのと、たまには褒めるところがあってもいいんじゃないかなと思いましたが紹介させていただきました。退院後のケアについてもまた引き続きよろしくお願いをいたします。

ここで定住対策についてのことに入るんじゃないんですけど、私が何か順番を間違ってしまうと、先にずらざらと申し上げてしまいました。定住対策の私からの提言について、もし町長なり執行部から御意見ございましたら伺っておきますが、いかがでありますか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 吉村議員さんから、定住促進協議会を通じて移住された方がその後

も定住し続けているか調査をしていないのが不思議というお話でございますが、この質問でございますが、定住促進協議会、今現、定住対策班の移住相談を通じて、平成24年度から令和2年度にかけて移住した人数は231人となっておりますが、その後、移住をし続けているかの調査を行っておらず、中には町外へ転出された方もおられます。

移住相談を通じて移住され、住所や連絡先などを確認することができる方につきましては、移住後におきましてもサポート体制を整え、移住者の情報収集を行うとともに、転出を検討している移住者がいらっしゃいましたら相談にのれる体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

また、アンケート調査を行うことにより、周防大島町へ移住してよかった点や悪かった点をはじめ、引き続き定住していく予定についてなど、移住者の御意見を幅広くお聞きすることにより、今後の移住対策の取組につなげていくことも検討してまいりたいと考えております。

あと、転出者へのアンケート調査についての御質問でございますが、転出者へのアンケート調査につきましては、各総合支所や出張所の窓口へ手続に来られた際にお願いするのが最善の方法と考えられますが、窓口業務の事務量を増やすことや、手続に来られた方への負担にもなりかねますので、今後、関係部署と協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

周防大島町の定住対策は、周防大島町の一丁目一番地でございます。前町長の選挙の時のスローガンに移住から定住するというスローガンもありましたし、冒頭に元気があれば……、やれることはすべてやるというふうな御答弁もございましたので、より一層力を入れた取組をお願いいたします。

予定の時間をはるかに過ぎてしまいました。次回の予告は、3度目の質問となりますイノシシ対策について予定をしておりますので、乞う御期待ください。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で吉村忍議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） それでは、白鳥より通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず今回、ポイ捨て海洋プラスチック問題の取組はという質問をさせていただくことにした背景を3つの視点からお話しさせていただきます。

1つは、現在の周防大島町のポイ捨て事情です。

コロナ禍に突入してまさかの2年目の夏が過ぎました。そんな中、本町には多くの観光客の方

が訪れておられます。周防大島に来れば開放的なカフェ、海遊び、山歩きが楽しめ、人との距離も保ちやすい。新型コロナウイルス感染拡大の中、県外から来られる方々に対して、町民の皆様の中には複雑な思いを抱く方も多くいらっしゃると思います。しかし、周防大島の自然の魅力が多くの人に再認識されたのは間違いありません。

ただ、全国各地の自然豊かな観光地と同様で問題になっているのが、一部の観光客によるごみのポイ捨てや、場を荒らして帰っていくということです。海岸や山道、観光スポットの嵩山や真宮島でも飲み物や弁当の殻が落ちています。中には子供のオムツが放置されていたり、砂浜でバーベキューをして丸ごと置いて帰る、埋めて帰るという驚きの行動も少なくありません。もちろん以前からポイ捨てはあります。ですが、ここ最近は特にひどくなっていると感じます。観光事業者さんであってもそんなことをする人には来てほしくないとおっしゃいます。そして、残念なことに島に住む人の中にもポイ捨てをする人はいます。人の往来が、これから活発になる前、コロナ禍の今のうちに島をあげての啓発活動や清掃活動、さらには規制も含めて本気で考え取組むべきなのではないかと思いました。

2つ目は、世界の課題となった海洋プラスチックごみ問題です。

海岸に落ちているごみにはいろいろな物がありますが、今、地球規模で問題になっているのがプラスチックです。その理由は、ほかのごみと一緒に景観を損ねるといったことのほかに、生き物が餌と間違えて食べて内臓を傷つけたり、おなかに詰まって死んでしまうということもあります。また、砕けて細くなったいわゆるマイクロプラスチック、これに海水中の化学汚染物質がくっついて生物濃縮により、人間を含む生態系に環境ホルモンのような影響が及ぶことが心配されています。軽くて砕けやすく自然界で分解されるのに何百年もかかるプラスチックは、潮の流れで世界中の海に広がり、缶や瓶などとは比べ物にならない厄介な海のごみです。

2018年の環境省の調査では、日本沿岸のごみのうち個数で言うと65.8%がプラスチックだったという結果が報告されています。また、2020年に山口県が行った大島の神浦海岸での調査では、個数で97.6%がプラスチックだったという調査結果もあります。私自身、清掃活動に参加すると、ほとんどがプラスチックごみです。漁業に使う発泡スチロール、かき養殖資材の塩化ビニル管、ペットボトル、弁当殻、農業資材、バケツなどです。

SDGs、これは2015年9月に国連サミットで採択された世界の国々が2030年までに達成すべき17個の持続可能な開発目標ですが、その中のひとつに海の豊かさを守ろうというものがあります。国では、2018年6月に海洋漂着物処理推進法が改正されて、漂着ごみ等の処理推進など新たな規定が追加されました。また、2019年5月には海洋プラスチックごみ対策アクションプランが策定され、取組が一層強化されることになりました。そういった動きを受けて山口県でも、2021年3月、やまぐち海洋ごみアクションプランを改定し、今年度から動

き出しています。

3つ目は、脱プラスチックに向けた世界や国の動きです。

プラスチックは、海ごみ問題のほか石油からできているため、脱炭素社会の実現に向けて世界的に回収、リサイクルして循環させるだけでなく、使用自体を減らすことが重要になっています。さらに、日本について言うと、以前はプラスチックごみを資源として引き取ってくれていた中国や東南アジア諸国が、2017年頃から輸入規制をはじめたため、国内で循環させる必要性が高まっています。

そんな中、今年の6月、新しい法律、プラスチック資源循環促進法が国会で可決されました。私たちの生活に直接的に関係する内容としては、飲食店やコンビニエンスストアなどで使い捨てプラスチックの利用を抑制したり、容器プラスチック以外のプラスチック製品も自治体でリサイクルできるよう回収し、事業者が再商品化することも可能になるといったようなことです。この法律は、来年4月の施行が予定されています。放っておいてもプラスチック、特に使い捨てプラスチックの使用削減はせざるを得ない時がすぐそこに迫っています。

こういった現状を鑑みると、私たちの生活と密接に関わり、地球規模の環境問題にもつながっているプラスチックごみ問題や、脱プラスチックに向けて、町をあげて取り組むことは、町民のためにも、さらには対外的なイメージ戦略としても重要で、今が絶好のタイミングだと思うのです。

それでは、具体的に質問に移ります。大きく3つお伺いします。

1つ目は、町による取組の現状と方向性です。

1つ、ポイ捨て防止の推進。2つ、プラスチックごみのリサイクル率アップに向けた分別処理の推進。3つ、海洋プラスチックごみへの取組。4つ、脱プラスチックへの取組。こういったことについて現在の取組状況と、周防大島町として今後具体的に考えている施策があるか。また、考えていこうというおつもりがあるか、町長に伺います。

2つ目は、ボランティアによるごみ拾いの実績と課題です。

ボランティア団体や自治会がごみ拾いをする際、町はごみ袋の支給と回収処理を行っておられます。次のことが分かれば教えてください。

1つ、この事業に町としてかかった経費。2つ、拾ったごみ処理の申請件数、参加者数、ごみの量と種類。また、そういった実績や傾向をふまえて、執行部として考える今後の課題を伺います。

3つ目は、ごみに関する条例等についてです。

町では、ごみに関する規定として、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、一般廃棄物処理基本計画を定めておられます。この基本計画は、2011年度に策定され、2025年度までの15年計画となっており、2016年度には一度見直しがされています。計画の中には概ね5年ごとの改訂のほか、各種関係法令及び本町の処理体系に大きな変更があった場合に見直しを行う

ものとしめすと書かれてあります。前回の見直しから5年が経っております。先ほどお話ししたとおり、この5年で世界も日本も情勢が大きく変わっています。現在、条例や計画の見直しを具体的に考えておられるか、執行部にお伺いします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 答弁は午後から行います。

暫時休憩します。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、白鳥法子議員の質問についての答弁をお願いいたします。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、白鳥議員さんのポイ捨て、海洋プラスチック問題についての御質問にお答えをいたします。

まず、ごみのポイ捨ての現状でございますが、コロナ禍により野外で密を回避でき、比較的安安全とされていますキャンプや釣りといったアウトドアでの活動が人気となっており、周防大島町を訪れた観光客によるバーベキューのごみ、釣り道具の放置といった問題が多く見られるようになりました。それらの課題に対する町の取組みといたしましては、観光協会と連携して、美しい島をみんなで守りましょうと題して、ごみ持ち帰りのポスターを作成し、町内のコンビニエンスストア、釣具店、公衆便所等、約70か所に掲示し注意喚起を行ったところであります。

また、不法投棄が多く見られる場所につきましては、不法投棄パトロールの強化をするとともに、ごみの不法投棄禁止の看板の設置を行うなど注意喚起の強化を行っております。

次に、近年世界的にも社会問題となっており、SDGsの項目にもあげられています海洋プラスチックごみでございますが、海洋ごみの多くは、地域で捨てられたごみが水路や川に流れ出し、やがては海にたどり着いたものと言われておりまして、これらがマイクロプラスチックとなり、生態系、人体への影響が懸念されており、これらを解決することは喫緊の課題となっております。課題解決に向けては、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを徹底することが必須で、まずは町民の皆さんへのごみの適正管理である3Rの徹底をお願いするため、広報や防災無線、ケーブルテレビ等で呼びかけていくこととしています。また、町民の皆様の環境意識向上のために、海洋ごみをテーマとした町民向け勉強会等の事業も今後検討していきたいと考えています。

町の施策以外では、B&G財団協力のもと、本町横見地区に海洋ごみの削減に向けた環境づくりを目的に漂着ごみ専用ごみ箱、拾い箱の設置も行われており、様々な分野で環境問題に取り組んでいます。

次に、脱プラスチックへの取組みについてですが、少しでもプラスチックの消費を減らすため、町としては法律で義務化されましたレジ袋の有料化に伴い、マイバッグの推進を継続して行っているところであります。

また今後、町内の事業者に働きかけを行い、商品を提供する際、プラスチックに代わるものへの転換の働きかけを行うなど減量化に努めたいと考えています。

次に、ボランティアによるごみ拾いについてですが、町内では環境美化活動を実施されている団体がごみ拾いの活動を定期的に行っていただいておりますが、団体数、申告件数、ボランティア参加者数につきましては、平成30年度は団体数が186団体、申請件数が252件、延べ人数は1万1,804人、令和元年度は団体数が176団体、申請件数が244件、延べ人数が1万327人、令和2年度は団体数が145団体、申請件数が193件、延べ人数6,720人となっております。拾われたごみの量は、平成30年度が23.1t、令和元年度が28.9t、令和2年度が10tとなっております。ごみの種類は、過去3か年共通で金属ごみ、埋立ごみ、その他プラスチック類、流木等となっております。

以上が実績でございますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で参加者が減っております。課題としては、参加者によるごみの分別が困難であるという点があげられ、ごみを回収する際、再度、町の職員が分別を行うという手間が生じているため、環境美化活動の申請の際には、参加者に対して、ごみの分別について御理解をいただくための周知をしっかり行ってまいりたいと考えております。

次に、ごみに関する条例等について、廃棄物の処理及び清掃に関する条例であります。現時点では大きく変更すべき点がないことから改正は行っておりませんが、今後実情が大きく変わりましたら、改正を行いたいと考えております。

また、一般廃棄物処理基本計画につきましては、平成29年3月に作成され、現時点で5年が経過しており、当時の実情と変わったところが多く、今後計画の見直しを行う際には、近年の社会情勢を鑑み、食品ロス削減、海洋ごみ、新型コロナウイルス感染拡大によるごみ処理への取組等の新たな内容を盛り込んだ計画を検討したいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。どれも結構前向きな御回答をいただいております。

まず、1つ目の質問で、特に町が今後どういった取組みを考えているかというところにつきましては、レジ袋を使わずマイバッグを推進するというのは全国的な動きにもなっており、結構一般の方々も積極的に行われているのではないかと思います。

お話の中で、今後、町内事業者に働きかけ、プラスチックの代わりになるものに転換を働きかけるということで、これはとても重要なことで、やはり町が率先して呼びかけて、そういった動きが町全体に広がるということ、また、それを対外的にも強く町のほうからも発信していただくということで、周防大島町はそういった取組みにいち早く島全体として取り組んでいる町なんだということを対外的にもすごくアピールするチャンスになると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、海ごみゼロウィークや環境月間、リデュース・リユース・リサイクル推進月間など、そういった全国的な取組期間もありますが、ぜひ町で1年間通じてのそういったごみの強化年間みたいなものをつくって、取組みを町民と一体となって進めることも検討していただけたらと思っております。

また、ボランティアにおけるごみ拾いの実績ですが、やはりコロナの影響でごみ拾いといえども集まることを控えるということで、拾う人が減っている、団体が減っているということは仕方がなく残念なことかなとも思います。ただ、ボランティアの方々は、やはり自分たちも協力してこの島を何とかしたいという強い思いと行動の表れで活動をされております。また、中には島外からわざわざごみを拾うために大島に来てくださる方もいますし、大島へのバスツアーの中に海岸清掃を組み込むといった団体もあるとお伺いしております。

また、このボランティアの数字に数えられていない個人的に日々の生活の中でごみ拾いに取り組まれている方々もいらっしゃいます。日々の生活の中で拾ったプラスチックごみについても、回収の仕組みに組み込んだり、協力者への負担軽減の策がないか、また今後対応を考えていただけたらと思います。

ごみの条例等については、条例までの改正は今のところ必要ないとお考えということでした。計画のほうは、やはり社会情勢を鑑みると、私は海洋ごみということを申し上げましたが、食品ロスや新型コロナウイルス感染症の影響によってどのように安全に収集するかと、そういった課題も出てきているので、それも盛り込んだ計画をまた検討していきたいというお話だったかと思いますが、計画見直しの際にはぜひお願いしたいことがございます。町民や事業者としっかり協議をして練り直していただきたいということです。町民も事業者も立場も年齢も関係なく、一人残らず関係するのがごみ問題です。町としてしっかり考えて指針を示していただきたいのはもちろんですが、先ほどの島の環境を守りたいと行動する用意のある方はたくさんいらっしゃいます。一緒に前進できるように、町民の中に入り、考えるところから一緒にやっていただけたらと思います。

今回の私の質問で投げかけたいことは、ポイ捨てに本気で取組むこと、海洋プラスチック問題や脱プラスチックについて、人ごとと思わずにしっかり考え取組むことです。ポイ捨てについて

はそれぞれ個人の心に訴えるというのはなかなか限界がございます。ポスターを町のあちこちの事業者の方に協力いただいて貼っていただくこともとても有効だとは思いますが、本当にサザンセト周防大島町をきれいにする条例や、先ほどお話しした条例などの中にも不法投棄やポイ捨てに対する規定というものもございます。なかなか厳しい罰則というのは難しいかもしれませんが、本気で大島はやっているんだということを示すためにも、実際にポイ捨てや不法投棄をされる方に対して、実際にされた方に対して厳しく対処することも必要になってこようかと思えます。そういった例えば罰則のようなことを今後盛り込むというようなことはお考えがないか伺います。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほどの白鳥議員さんの御質問に対する回答ですけれども、罰則につきましては、以前、サザンセト周防大島町をきれいにする条例を策定する際に、これは合併前のことですが、その罰則規定のこともいろいろ議論した記憶がございます。ですが、この条例では規定することはちょっとできないということで、それはなぜかといいますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中に投棄したら、それぞれ罰金、罰則という規定がございますので、そちらのほうで今後対応しております。現在もそういう形で取っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 条例の中では規定することは必要はなく、法律があるのでそちらのほうで罰則などは対応していきたいと、そういうお答えだったかと思えます。ぜひ、ただポイ捨てだからとかそういったことではなくて、やはり本気で取組むという姿勢がひとりひとりの心に届くのではないかと思いますので、ぜひ罰則ではないにしても、注意喚起など、実際に捨てている方に対しても厳しい姿勢で臨んでいただけたらなというふうにも思えます。

周防大島町に流れ着くプラスチックごみを拾ったからといいまして、地球の海からごみがなくなるわけではないですし、小さな町でプラスチックの使用を減らしたからといってすぐに温暖化が止まるというようなわけでもございません。ただ、この島は地球の一員としてできることをしようとしている。世界の海に流れ出す瀬戸内由来のプラスチックごみをここ周防大島町で食い止めようとしている。そのぐらいの姿勢を示すことで、この島にごみを捨てては帰れない、この島に来たことでむしろ身近な自然を守るのは自分たちだと気がついたと、来た人にも感じてもらいたいと思えます。そうなれば町内の人の意識も大きく影響を受けるはずですよ。

具体的な環境美化とともに、周防大島町は自然とともに歩む島、地球規模での環境を考えている島というイメージも発信することができます。瀬戸内のハワイという歴史に則ったキャッチコピーやアワサングの島という自然に与えられたキャッチコピーに加えて、これからの環境を守っていく島という積極的で普遍的なキャッチコピーも周防大島町が手に入れることができるかもし

れません。

自分たちもできることは力を出したい。そう思っている町民は少なくありません。ぜひ町民と事業者と、また、そういった思いで周防大島町に関わってくださっている関係人口の方々とも一緒に取組を進めていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、11番、久保雅己議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 11番、久保でございます。通告の2点についてお尋ねします。

まず、1点目の周防大島町の防災・減災対策についてお尋ねします。

地球温暖化により世界各地で想定外の自然災害が発生しております。日本でも毎年のように大規模な豪雨災害が発生し、被災地の皆様は復旧も進まず不便な生活を余儀なくされているのが現状だというふうに思っております。以前より、防災・減災対策について質問しておりますが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

災害時の飲料水等の確保についてお尋ねします。

現在、水源はある程度の水量は確保されたということでございます。ただし、町の給水車、配送は給水車は1台というふうに私は認識していますが、その後どのようになっておりますか。また、変化があればお知らせください。以前は、配送はトラックで行うということの答弁でした。そのトラックの配車計画等々はされておるのかどうか、お聞かせください。9月15日の地域活性化・害獣・防災対策特別委員会で説明はありましたが、それは地域活性化・害獣・防災対策特別委員会だけのことでありますので、ほかの議員さんにもお示しください。

次に、避難所の見直しや避難所の備品についてどのように改善されているか、お尋ねします。感染症、現在では新型コロナウイルスの感染等で避難場所の人数が制約されると思われるのが現状です。今の現状の避難場所以外に検討はされておられるのかお尋ねします。また、仕切りの段ボールと、仕切りのベッドが確保してあれば、その数量もお示しください。

次に、燃料の備蓄についてどのように見直しされているのかお尋ねします。

現在、周防大島町の油種別タンク容量は、ガソリンが17万5,552リットル、灯油が22万4,200リットル、軽油が20万7,645リットル、重油が31万6,130リットルであると記憶しております。周防大島町が平成30年でしたか、大島大橋の破損事故があり通行が不可能になった時に、燃料の供給が不可能となり、その多くの教訓は得ておるはずでございます。例えば燃料がない場合には、災害復旧もままならない状況が生じるのではないかと不安に思うところです。最近でもマスコミ等では、東南海・南海地震の大型地震発生時の対応について論議されております。地震があった場合には、唯一のフェリー基地である伊保田港の架道橋も存続

しているかどうか、私は不安に思っております。行政機関としては、地区別にどの程度の燃料が備蓄されているかは把握するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、食糧の備蓄についてお尋ねいたします。

先ほども食糧の備蓄については若干ありましたけれども、食糧の備蓄が、どこに何日分どの程度保管されているかをお示してください。

次に、防災・減災対策について、庁内の組織についてお伺いします。

周防大島町役場以外に現在、防災・減災対策の組織があるかどうかお伺いします。例えば学識経験者、緊急危険度判定士、防災士等を交えた組織づくりはお考えになっておるか、お尋ねいたします。

次に、2点目のはり・灸等の施術費の助成費についてお尋ねしますが、最初に訂正があります。パソコン操作が非常に下手なもので、割引券利用可能な施術所が全体で17か所が14か所、町外が8か所、町内が6か所でございます。

それでは、お尋ねいたします。この要綱の第1条に、施術費の一部を助成することにより老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与するということを目的とするとあります。第2条では、受給資格者は年齢が65歳以上の者とあります。第3条には、施術所の指定で山口県内に施術所を有することとあります。私がお尋ねしたいのは、町内よりも町外のほうが施設が多く指定されている理由を御説明ください。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 久保議員さんの周防大島町の防災・減災対策についての御質問にお答えをいたします。

久保議員さんのおっしゃるとおり、近年は全国各地域で記録的な豪雨により土砂災害や河川の氾濫による大規模災害が発生している状況であり、本町においても昨年の7月豪雨では、地域によってはこれまでに経験したことがない豪雨に見舞われ、床上・床下浸水をはじめ、平野部では田畑の冠水や山間部での土砂災害などの大きな被害をもたらしました。そういったことをふまえて、今回5項目の御質問をいただいております。

まず1点目の災害時の飲料水の確保につきましては、平成30年の大島大橋損傷事故により、水の確保に多大な負担が発生したことから、令和元年度に旧簡易水道施設の水源井戸調査を実施しております。この調査結果を受けまして、非常用自己水源として利用が可能な町内4か所の井戸を給水車の補給基地とし、17か所の避難所を応急給水の給水拠点にすることとしております。地震や豪雨災害等、災害の種類や規模により、水源の状態や給水環境の変化も予想されますが、基本的に柳井地域広域水道企業団からの送水が途絶えた場合においても、前回の大規模断水時の

臨時給水量を上回る安定した揚水量が得られる見込みであります。

また、本町では非常用飲料用ペットボトルをある程度備蓄をしており、今後も引き続き備蓄を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、公的備蓄にはやはり限界がございますので、町民の皆様方には3日から1週間分の飲料水、食糧の個人備蓄の必要性について一層周知に努めてまいります。

次に、2点目の避難場所の見直しや備品についてでございますが、本町では現在、災害の規模、種類によって避難所の開設場所を決めており、通常では11か所の避難所を開設しておりますが、近年の大規模災害の発生等をふまえ各種災害の被害想定が見直されております。本町においても、令和3年2月に県河川の洪水浸水想定の見直しが行われたことにより、一部ではございますが開設する避難所の見直しを行ったところでございます。

今後も引き続き、国、県による基準や被害想定等の見直しが行われれば、適時適切に避難所の見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、避難所の備品につきましても、現在備蓄している物に加え、財政的な課題もございすが、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

3点目の燃料の備蓄についてでございますが、このことは大変重要な課題であるとともに、非常に困難な案件であると認識をしております。現在、行政機関、この周防大島町役場での燃料の備蓄はございませんが、自家発電設備がある庁舎では、灯油あるいは軽油を使用している状況でございますので、例えばタンクが満タンの状態であれば、数時間から1日程度は電力の確保はできますが、大規模災害に対応できるものではございません。やはり、大規模災害が発生した場合には、電力、燃料等の不足は想定される場所ではございますが、規制の問題、財政上の課題等により燃料等を十分に備蓄することは大変困難であり、そういった事態が起きた場合は、国や県、関係機関等に頼らざるを得ないと考えますが、公的機関だけでなく民間との連携も含めあらゆる資源を活用し、総合的な判断のもと、できる限りの災害対応を取っていく必要、準備があると考えております。

4点目の食糧の備蓄については、先ほど申し上げました飲料水の問題と同様に考えており、公的備蓄を進める一方で、公的備蓄には限界がございますので、最低3日間、できれば1週間程度の個人備蓄の必要性を引き続き町民の皆様へ、お願いまたは周知をしてまいりたいと考えております。

最後に、防災・減災対策の組織についてでございますが、御存知のとおり、自主防災組織の必要性は、大規模災害が発生した場合、行政、消防等の公的組織だけでは対応できないことが想定され、地域でできること、例えば救助、初期消火、要配慮者の避難支援等を行うことで地域の被害を軽減することができると考えております。

本町では、平成24年4月に地域の自主的な防災活動の推進を図ることを目的として、周防大島町自主防災組織認定要綱を制定しております。この要綱に基づき自主防災組織として認定されたものは、現在まで73組織であり、町全体での結成率は46.9%という状況でございますが、近年は新たな自主防災組織の結成が進んでいないというのが現状でございます。その要因といたしましては、リーダーの担い手不足や人口減少や高齢化の進展等、それぞれの地域が抱える様々な課題により自主防災組織の結成が伸び悩んでいるものと考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、自主防災組織は自分たちの地域で自分たちができる防災活動を行うために結成される大変重要な組織であることから、担当課職員が地域に出向き、組織づくりや防災についての説明を行うことや啓発活動も引き続き行ってまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 続きまして、久保議員さんのはり・灸等施術費についての御質問にお答えをいたします。

本町では、周防大島町に住所を有する65歳以上の方に、1施術700円、2施術800円のはり・灸の給付券を年間48枚助成をしております。

この事業は、合併以前の平成3年度から、旧大島町では町内の施術所、旧東和町では山口県内の施術所で使用できるように開始をされまして、平成16年の合併時に、旧東和町の要綱を引き継ぎまして、山口県内の施術所で使用できるように要綱を制定したところでございます。

御質問の施術所の指定でございますが、これは、各施術所のほうから町に指定申請書を提出していただきまして承認をするというものでございまして、先ほど久保議員さんのほうからございましたように、現在、町内に6か所、町外に8か所との協定書を締結をしておるところでございます。令和2年度の各使用実績でございますが、町内が83%と、ほとんどの方が町内の施術所を利用しているところでございます。

また、この事業は、75歳以上の方の利用につきましては、その全額が山口県後期高齢者医療制度特別対策補助金の対象となっておりまして、令和2年度の実績は83万4,040円の補助を受けているところでございます。よって、75歳以上の方の施術費は、山口県内のどの施術所でも対応可能となっております。

今後も、高齢者が安心して生き生きと過ごせるように支援をしてまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） それでは、防災対策のほうからまいります。先ほど申し上げた

ように、9月15日の地域活性化・害獣・防災対策特別委員会で給水における業者のマニュアルを12月末までにつくるという答弁があったような気がしますが、その辺を詳しくもう1度御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほどの御質問ですが、今現在、担当課のほうで水の運搬につきまして見直しといたしますか、計画をしておるところですけれども、今実際に2tの積載車、給水車が1台ございます。これでは十分ではございませんので、今公用車として3tダンプ、2tトラック、軽トラック等がございます。この車に専用の配送用タンクを積載しまして各給水所へ運搬するわけですが、この車を使っても2t積載給水車の3台分ぐらいの能力しかございません。つきまして、現在、担当課のほうで配水運搬の体制を調整しているところでございます。今のこの給水活動につきまして、協力体制、協定等を結んでおるところの団体がございます。それは日本水道協会山口県支部、それから日本水道協会中国四国地方支部、柳井地域水道事業災害応援に関する協定、これは市町村ですけれども結んでおります。それから、地元では山口県建設業協会大島支部とも協定を結んでおります。それから、フジ地中情報株式会社、この会社とも協定を結んでおります。

今先ほど申し上げましたとおり、記載の17か所配給するにあたりまして十分ではありませんので、今の運搬の体制を整備するところでございます。具体的なことは、山口県建設業協会大島支部と今アンケートを取っておりまして、配備できる台数、それから人員等、今調査しているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） きょうはまさに台風14号が直撃というようなときでございます。台風では水に関しては何もないだろうというふうに思いますけれども、早急にこれはマニュアルをつくり、関連業者と話を進めて、今年中にはマニュアルはつくっていただきたいというふうに思います。よろしく願います。答弁結構です。

それと、次の避難場所の見直しや備品についてですが、避難場所への備品と、食糧はまた別ですけれども、備品関係はどのように設置されておるかということ。これは私は見ておりますけれども、皆さん方にある程度お示しすることも必要じゃないかというようなことがありますし、特に感染症等々が発生すれば避難場所が制約されるわけでございます。その辺で具体的にある程度どういうふうな形で見直しができるかどうかということをお示してください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 久保議員さんの災害時の避難場所の関係でどういったものを揃えているのかという御質問でございますが、町内18か所に防災倉庫を設置しており、その中の主な

ものを申し上げますと、簡易の間仕切り75セット、簡易トイレ5台、調理釜2台、炊飯袋、ラジオライト、担架、ハンドマイクなどを備蓄しております。また、町内18か所で発電機や投光器もそろえております。そのほかには、段ボールベッド20個と簡易ベッド15個についても今年度中に購入予定としております。

また、新型コロナウイルス感染症対策で非接触式体温計13個、避難所用段ボール間仕切り130組、避難所用間仕切りテント27台、避難所用マット90個を購入しております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 避難場所については先ほど申し上げたように、人数が制約されるので、新しいところはお考えになっておられるのか。現状の避難場所でなしに、プラスアルファとしてどのようにお考えになっているかを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 避難場所の設置につきましては、現在、自主避難所11か所開設しております。その11か所で大きく定員が増えますと次の避難所と、またそれが増えますと次の避難所というように、そういう設定は考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 分かりました。考えておるだけで、具体的には何も無いわけですか。その辺も十分御検討ください。それ以上は追及しませんのでよろしく。返答されますか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 例えば具体的に申しますと、今しまとびあスカイセンターが自主避難所になっておりますが、その次には大島文化センター、次には周防大島町B&G体育館というように、各11か所に大体3か所ぐらい今予定をしております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 分かりました。お考えになっているようでございますが、これはいざいざときには住民に示していただかないと、なかなかその対応ができないというふうに思いますので、その辺もよろしく願いしておきます。

次に燃料の備蓄について、これは非常に難しいことというのは重々私も分かっております。危険物というような関係で、法的なこともありますので難しいんですが、道路等が寸断された場合に、地域地域である程度燃料がどの程度あるかということは、行政としてはある程度は把握しておかなくちゃならないんじゃないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。要は旧合併前の東和町、橘町、久賀町、大島町でどの程度のものがあるかということは、どこにどういふふうにあるかということは、やはり把握をする必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。把握されておるか、おらないか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 久保議員さんの町内でどういった燃料がそれぞれあるのかという御質問でございます。以前に久保議員さんからいろいろ御教示いただいたことも含めまして、民間のガソリンスタンドとかそういったところは把握をしております。ガソリンその全部満タンになったときには17万3,550リットル、軽油につきましては4,300リットル程度、灯油については9万6,000リットルというようなことで一応把握をしております。

それと、燃料についてはすごい重要な案件でございます。本町の場合は、山口県が平成21年3月に山口県石油商業組合と災害時の協定等を結んでおります。そういった協定に対して、もし本町が被災を受けた場合は町から県に、県からその山口県石油商業組合といったところに協力要請をする一応フローは構築をされております。ですから、そういったことも含めてやはり県と連携しながら、燃料の問題については対応できたらというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 短く切るつもりでございますけれども、次に食糧の備蓄について、古い方は把握されとるかとも思いますけれども、5日程度、非常食が5日程度ぐらいですか備蓄されている、人数も限られたもんでしかないんですが、その辺を皆さんにもう一度お示しいただけたらというふうに思います。どの場所にどういった食糧がどの程度置かれておるかということでございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 久保議員さんの御質問の町が備蓄している食糧の場所のことですが、本町が保有している非常食の備蓄については、山口県大島防災センターにて備蓄をしております。全体で4,331食を備蓄しており、種類につきましては、おにぎり、パンなどの主食を1,630食、スープなどの副食を540食、クッキー、餅などのお菓子類を1,570食備蓄しておりますが、今後も引き続き備蓄に努めたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 大きな災害時のときには到底おなかを満たすような数量じゃないというふうに思いますが、この辺は今後検討していただきたいというふうに思います。

次に、防災・減災対策の組織についてでございます。

先ほど申し上げたんですが、これは2003年に日本防災士機構というのがNPOでできております。これに加入している山口県の人数が2018年で1,861人、2021年には2,422人に増えております。これは特に西日本豪雨、広島辺りで災害が起こったときから急激に増えておるように思います。これは資格が当然伴います。当然、講習に行き、試験を受けてということになるかと思いますが、やはりこういう人を地域地域に養成しておかないと、行政

では対応できないことが往々にしてあると思いますので、この辺のことはひとつ、御承知でないであれば御検討いただき、各地域にそういう防災士を置くというようなこともお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 久保議員さんから防災・減災に対する組織というか、そういった育成に関する事項でございます。防災士につきましては、そういった制度というのは重々承知をしております。今年度においても、柳井管内においてそういった募集等がございましたので、広報等で募集しております。広い意味でいろんな防災に関する重要な審議をするような場所というようなことも少しあったと思うんですが、やはり災害対策基本法において、国においては中央防災会議、県においては都道府県の防災会議、本町におきましては周防大島町防災会議というものがございます。どういったことを行うかといいますと、やはり防災計画の作成、見直し、あと防災に関する重要事項の審議、また、町長に対していろんな意見を述べるような業務がございます。中の組織といたしましては、警察と消防、海上保安庁、中国電力、医師会と、もろもろそういった組織で構成されておりますが、実は近年、そういった会議をまだ開催をされておられません。基本的には防災計画等の見直し等大きな変更事項がある場合に、またそういったメンバーをお願いして、いろんな防災に関する協議のほうをしていただきたいと思いますと考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 従来のことしかないようで、新たに目新しいものはないようですが、災害はいつ、今大きな地震が起こるかも分かりません。昨日は石川県のほうで地震が起こっておりますし、鹿児島の方では島のほうで火山が爆発しておるといったようなことがあります。まして台風が直撃しようかというのが現状でございます。いつ何が起こるか分からない緊急時に何ができるかということは、もう一度原点に戻ってしっかりと勉強していただき、非常時に住民の生命・財産を守ることを第一に考えていただきたい。そういう組織づくりを早急につくっていただきたいというのが私の気持ちでございます。防災の件は結構でございます。

次に、はり・灸等の施術費の助成についてでございますが、町外に、先ほど健康福祉部長の説明で理解いたしました。自主財源が非常に乏しい町では、ほかの市町に助成金が流れるよりも、やはり町内で使っていただくということが非常に大事なことじゃないかと思いますが、80数%が町内で消費されとるということでございます。合併前からのいろんな決められたことだというふうに理解しております。

今後も高齢者に対して親切丁寧な町政を行っていただきたいというふうに思いますし、藤本町長におかれましては大変でございませうが、町民ひとりひとりの声を耳にして、新たな新しいまちづくりに全力投球をしていただきたいと思います。私の一般質問はこれで終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、久保雅己議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、山中正樹議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 議席番号1番、公明党の山中正樹でございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために、また新型コロナウイルスワクチン接種のために、医療従事者、介護施設従事者ならびに職員の方々におかれましては御尽力を心から御礼申し上げます。

8月8日にスタートしまして9月5日にすべてが終わりました東京五輪パラリンピックについては、いずれも開催地である東京を中心に、我が国も厳しい状況の中、無観客にはなりましたが、開催を遂げられたことは大きな意義があったと思います。大会関係者の努力、参加各国の選手や関係者の努力、さらにボランティアの皆さんの協力が相まってこのような開催ができ、関係者の方々に心より感謝申し上げます。

特に東京五輪パラリンピックにおきましては、大変感動をいたしました。スポーツを通じて感動を呼び起こした東京五輪パラリンピックの結果を、一般のこれからの社会生活の中で多様性と協調、それらが解け合った共生社会がより一層発展していくよう、国をあげて取り組んでいくべきだとこのように思っております。

また、字幕で流れます障害者の害の字も平仮名になっておりました。非常にこの辺も配慮いただいたといいますか、私もその点もありがたかったとこのように思っております。

さらに実際に競技を見た児童、それから生徒の表情は非常に感動を表しており、応援にも熱が入り得難い経験をしたと思っております。参加できなかった児童・生徒たちにも教育的な効果が可能な限り共有されて、東京五輪パラリンピックの大事な意義を若い世代、これからの次代を担う人たちと共有していただきたいと願うばかりでございます。

さて、新型コロナウイルスワクチンでございますけども、2回目の接種を終えて感染する方が出てきております。いわゆるブレークスルー感染という名前になっておりますが、私もそれが心配で自費で新型コロナウイルスワクチンの抗体量が幾らあるかということで平生町のほうで調べてまいりました。幸いなことにしっかりとその値がありましたので一安心しているところでございます。

公明党も第3回の新型コロナウイルスワクチン接種について、菅総理に無償での接種を提案したところでございます。山口代表は3回目の接種に必要な新型コロナウイルスワクチンが入手できるよう予算を講じて、新たな新型コロナウイルスワクチンとしてアメリカのノババックス社と1億5,000万回分の契約も進んでいると発表しております。

さて、9月1日は防災の日です。今年も大雨が降りしきり、各地に甚大な被害をもたらしてお

ります。隣の広島県では8月14日、広島市安佐北区を流れる奥迫川が今にも氾濫しそうなほど危険水位まで増水をしておりました。3年前に西日本豪雨の際も被害が出た地域であります。公明党の副代表が、市議員からそのような連絡が入りすぐさま現場に向かいました。すると、排水ポンプ1台で水を吸い上げているわけでありすけれども、これでは間に合わないと、すぐさま国土交通省太田川河川事務所にポンプ車の緊急出動を要請し、奥迫川は氾濫を免れました。地元からは命拾いをしたと本当に感謝の声があがったそうでございます。

そこで、防災・減災についてお伺いいたします。

1つ目は、災害を防ぐために砂防ダムがあります。周防大島町でも砂防ダムが効果を発揮して未然に事故を防いだという事例がありましたら教えてください。あわせて目的と効果を伺いたいと思います。

2つ目には、緊急事態の避難の際に、混雑状況を可視化するシステムがスマートフォンで確認でき、スムーズに避難所に移動できるアプリがあるようですが、周防大島町が町民に現在通告している方法と、このようなアプリの導入についての検討をお伺いしたいと思います。

次に、6月28日、千葉県八街市で飲酒運転による児童5人が死傷する痛ましい事故が発生しております。マスコミ報道等では通学路の整備に焦点があたっていますが、この事故の主な要因は、飲酒運転であることは明らかでした。1999年には東名高速道路において、幼児2人が犠牲となる事故も発生しております。これも飲酒運転でございます。そのような深い問題は、依然として十分に対応されているわけではありませんが、そこで、保護者を含めて、小学校通学路の合同点検の実施についてお伺いをいたします。

2つ目には、スクールバスの委託業者への運転についての遵守する項目をお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時58分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員さんの、防災・減災についての御質問にお答えをいたします。

はじめに、砂防ダムの目的と効果については、土砂災害防止施設の整備にあたっては、過去に土砂災害が発生した箇所や災害時要援護者関連施設・避難施設が立地する箇所など、危険度や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に対策を進めております。

これらの土砂災害防止施設の中で、砂防ダムの役割と効果について申しますと、砂防ダムは、土石流など上流から流れ出る土砂を受け止め、たまった土砂を少しずつ流すことにより、下流に流れる土砂の量を調節する施設です。

また、砂防ダムは不透過型と透過型の型式があり、不透過型の機能としては、上流からの土砂流出をコントロールするとともに、上流側の山腹崩壊防止や溪流床の浸食を防ぎ、下流への被害を防ぎます。透過型は、平常時など比較的小さい粒径の土砂は流下させ、大雨などにより土石流が発生した際には、大きな岩、流木などを含む土砂を受け止めます。

これまで町内で山口県柳井土木建築事務所が整備した砂防ダムは、大部分が平常時に土砂をためる不透過型砂防ダムです。

この不透過型砂防ダムは、常時土砂を堆積させることで溪流の浸食を防止するとともに、土石流発生時の土砂等を捕捉するものです。また、土石流が発生した場合には、土砂は一時的に急勾配に堆積しますが、中小洪水により元の安定した勾配まで徐々に流されるため、いわゆるメンテナンスフリー型の砂防ダムと言われており、原則、堆積した土砂の撤去は行いません。

ただし、例外的にメンテナンスフリー型の砂防ダムであっても、土砂の堆積状況や砂防ダム上流の荒廃状況、下流の土地利用等を考慮のうえ、個別に土砂撤去を検討することもあるようございます。

次に、2点目の避難所の混雑状況を可視化するシステムの導入についてでございますが、御存知のとおり近年では、毎年のように全国各地で大規模な自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している状況であり、多くの方が避難所へ殺到する事態が起き、収容可能人数を超えて避難できない方がいるなどの問題が起きております。

このような状況において、災害等により避難所を開設した際、各避難所の混雑状況を可視化するシステムを導入している自治体もあることは承知しております。

このシステムは避難される方々がパソコンやスマートフォン等で避難所の状況を確認することで混雑を回避し、避難がスムーズに行えるものとなっております。

このシステムを導入しております自治体は、山中議員さんのおっしゃるとおり、全国では約百数十程度の自治体で導入実績があるとお聞きしておりますが、導入しております自治体は比較的人口規模が大きい市での導入がほとんどでございます。

現在、本町における避難所における状況確認の方法につきましては、避難所を開設した場合には、基本的に町職員を2名程度配置し、避難者数等の状況を総務課に連絡することとなっており、常時確認できる体制を取っておりますので、避難所の収容可能人数を超えるような事態が起きる前には、近隣の避難所開設をするなどの対応を取ってまいりたいと考えており、防災メールやホームページ、SNS、状況によっては防災行政無線等により周知をしております。

したがいまして、現時点では避難所の混雑状況を可視化するシステムの導入は考えておりませんが、今後は、本町と類似する自治体の導入実績の把握や大規模災害や新型コロナウイルス感染症等への対応など様々な状況を総合的に検討し、システムの導入も含め、本町における最適な手法について引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

近年、地球温暖化が進み気候が変わり、狭い地域にまとまって降る大雨が増えるとみられており、全国各地で集中豪雨等による自然災害の被害が大きくなっております。

本町においても例外ではなく、平素から地域や住民の方々により自主防災意識を高め、各種の災害に備えることが重要と考えておりますので、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 山中議員さんの通学路の安全確保についての御質問にお答えいたします。

まず、保護者を含めての通学路の合同点検の実施についてです。

児童・生徒の登下校は学校の管理下であり、通学路の安心・安全の確保は大変重要であると認識しております。

現在、通学路の点検につきましては、学校だけでなく、柳井警察署、山口県柳井土木建築事務所、町総務課、町建設課、周防大島町小学校校長会長、町教育委員会からなる周防大島町通学路安全推進協議会において対策を講じているところでございます。

協議会において話し合いを進めるにあたり、まず学校は、通学路の点検結果や地域・保護者の方からの情報をもとに、危険箇所や改善要望箇所のリストを作成し、教育委員会へ提出、教育委員会は、学校から提出されたリストをまとめ、このリストに従って協議会でひとつひとつ審議をし、対策について検討するなど、関係機関と連携し改善に向けて取り組んでいるところでございます。

保護者を含めての通学路の点検の実施についてでございますが、すべての学校ではありませんが、保護者と合同で点検している学校もあります。保護者の方からの意見をふまえ、引き続き、児童・生徒の登下校時の安全確保に向けて取り組んでまいりますが、教育委員会といたしましても、学校への支援をしていきたいと考えております。

次に、スクールバス委託業者への遵守すべき項目についての御質問にお答えします。

現在4社と委託契約を締結し、町内各方面12路線14台のスクールバスを運行させ、約200名の児童・生徒が利用しているところでございます。

本年4月1日現在におけるスクールバスの利用率でございますが、町内全体では32.2%、今春統合し、新たに開校した周防大島中学校においては69.3%、約7割の生徒が登下校時に利用しております。スクールバス利用の通学に係る安全確保につきましては、徒歩通学や自転車

通学などと同じように点検・確認が必要なものと考えております。

御質問の委託業者への遵守項目については、受託業者に事故防止のため善良なる運行管理及び運行車両の保全に努めていただくべく、募集の際のスクールバス運行業務特記仕様書に委託の条件として、注意すべき事項の詳細を事前に周知しております。また、入札後に締結する業務委託契約書第4条に履行報告及び確認の規定を設けており、車両の点検管理表、運行日報、安全な運転のための確認表、乗務記録など、毎月の提出を義務づけております。

さらに契約書第11条へ運行の心得として、交通法規の遵守を求め、第12条の運転手の確保では、運転手の複数人の確保や年齢制限などを設けるなど、業務受託者へ安全な運行管理の徹底を求めているところでございます。

今後も児童・生徒の登下校については、交通指導員や見守り隊など地域の皆様の御支援や、スクールバス運行に係る関係者の適切な対応をいただきながら、安全確保の取組をまいります。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） それでは、防災・減災についてお話をさせていただきます。

現在も広島県におきましては、この8月の豪雨によりまして、砂防ダムに砂が蓄積しているということで、この台風シーズンに合わせて蓄積した砂の搬出をしているというふうにニュースでも見ましたが、そのような砂防ダムとしては、この周防大島町にはないということで判断してよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 現在、町内にある砂防ダムは、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、基本的に不透過型ダムという型式を取っております。不透過型ダムはたまった土石の撤去は基本的に必要ないということになっておりますが、災害の状況等によっては、必要な場合には撤去するというふうになっております。

と言いますのが、砂防ダムはすべて県の管理になっておりますので、その辺の判断は県にさせていただいて、地元の要望等もある場合は、それもお聞きしながらすることはあると聞いております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 先ほどの広島県におきましても、この8月、その砂防ダムがあったからこそ3年前の同じ轍は踏まなかったと、このように聞いております。その工事も着々と進んでの形でこの8月を迎えて事故がなかったと、このようにおっしゃっておられました。

次に、2点目の避難所への通告に対する方法なんですけれども、こういったものは日進月歩、必ず新しいものが、より良いものが現われてまいります。私が申し上げても、また来年、数か月後にはさらにいいものが出てくるのかなとこのように思いますので、ぜひその辺ではしっかりとア

ンテナを張っていただいて、それを監視といいますか、情報を得ていただくようお願い申し上げます。

それでは次に、先ほどお聞きしました通学路の件でございますけれども、私もこの事故を受けて、7月に教育委員会の方にはお世話になりましたけれども、休校中の4校におきまして、校長先生、または教頭先生にお伺いして、通学路の問題点を伺ってまいりました。本当にお忙しい中、御協力いただいております。ありがとうございます。

その中で、1点だけですけれども、端のほうの油宇のバス停まで赴いてまいりました。すると子供たちからの意見が出た1か所なんですけれども、私が見ても別にどうも思わなかったところなんです。子供たちから見れば、ここは危険なんだよという箇所が、住民のお家とちょっとした道路の間に20センチぐらいの側溝がありました。そこに蓋があるかないかだけの違いだったんですが、私が見たら別にどうもなかったんですが、そこを通学する子供においては、それが大変危ないんだというふうに感じたんだと思います。そこに足を踏み入れてこけたら、恐らくもうすぐに骨折というぐらい深い側溝でしたので、子供たちの意見と大人が見る視点、目線からの状況とは大きく違うということをそこで思い知りました。

そこで、これが先ほど話の中に出ました通学路安全推進協議会をたしか8月6日に開催されたと思うんですけれども、ここ、過去を含めて2、3年、何件ぐらいの案件が出てきて、どれぐらいの実施される工事といいますか、あるのかを教えてくださいたいです。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 学校からの危険箇所として協議会のほうに上げられてきているのは、例えばですけれども、車が離合できないほど道幅が狭くて、交通量が比較的多いというか比較的車が通る場所があるとか、それから川沿いの道でガードレールが未設置であるとか、またバス停の近くの柵がさびているとかで下にちょっと落ちそうだというような報告等が上がっております。

このような危険箇所は今年度については34か所ございました。通学路の危険箇所としては27か所、その他の防犯上気になるような場所ということで、それが7か所でございます。なお、防犯上気になる場所の1か所については、本年度既に解決済みですので、今通学路の危険箇所と防犯上気になるところを合わせると33か所というふうなことになっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。

大体が県の土木事務所とかまたは警察の範囲に入る案件がたくさん上がってくるのではないかと思いますけれども、明新小学校に小松方面から向かうときの県道筋、何ぼぐらいでしょうか、500メートルぐらいにわたって水たまりができるように、大型トラック、いわゆる重量が

10tのトラックが通っても、10t以上の積載をするがためにわだちができて、雨のとき、子供たちが通るときに、車が通ると、ぱっとその雨水をかぶってしまうということで、子供たちも心配していると、このようにも伺っておりますが、なかなかそこまでの工事になると県のほうの担当になるので厳しいかなと思いますが、いずれそのようなところもしっかりと要望をしていただく中で解決していくところもあるんじゃないかこのように思います。

次に、日良居というところで、車に小学生が乗るわけですがけれども、私もそこに行って確認しましたら、信号があって、それから停止線が双方1車線であるわけですがけれども、一体どの形で信号を右折、左折したらいいのか、結局は押しボタン式ですのでちょっと難しいことがあるので、その4社の委託先の乗務員等については統一したルールの中で右左折をしているか確認をお願いいたします。教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 日良居の交差点、今山中議員さんがおっしゃられるのは、日良居体育館からセブンイレブンの前の交差点だと思うんですが、あそこは押しボタン式の信号になっております。町道と国道の4差路、十字路になっておりまして、ちょうどその間を挟んで信号機があるという所で、例えば、押しボタンを押したときに信号が横断歩道上では青であっても、交通法規上は右折できる状態であろうかとは思いますが。

ただ、当然のことながら歩行者には十分注意してドライバーは運行しておりますが、例えば車が感知できれば信号が変わるというような、すべての4方向への信号機があれば一番いいのではないかとは思いますが、現在ではドライバーにも十分注意しながら通行するようにお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりに押しボタンでは、こちらが進行するときに赤であったとしても、その交差点の中に入っていれば信号無視のような状況で右折するというのを保護者の方が見ているので、そういった相談も受けましたので、あえてお話をさせていただきました。

確かに双方の交差点における感応式の信号が設置できればいいんですけれども、ただ信号をつければいいというわけではなくて、たくさんのお金もかかります。ただそこはスピードを出しての走行をしている朝の時間帯は非常に危険を感じたりしますので、できればその点もひとつ丁寧に委託業者のほうにお話をさせていただきたいと思っております。

もう1つは、遵守事項として今お話をいただいたわけですがけれども、先ほど冒頭で申し上げましたこの6月28日の事故というのは、飲酒運転によつての事故であります。このドライバーの

乗っていた車というのは白ナンバーですので、会社自体の、受けている会社自体は当然グリーンナンバーですので、アルコールチェックをしての乗務員の運転を認めているわけですが、この方はそういうこともしなくてもよかったです。

それよりも昼間にアルコールを入れて運転をしたという、考えられないような状況の中で2名の子供が亡くなっていったわけですが、その4つの会社におけるアルコールチェックのこういった指導といいますか、委託契約書の中での契約はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 先ほど教育長の答弁で委託契約書の第11条に運転の心得として、交通法規の遵守ということが明記されております。当然ながら交通法規の遵守ですからアルコールを飲酒しての運転はできないわけでございますし、契約書上はそういうふうな形できちんとした契約を締結しておるところですが、業務受託者、4社おるわけですが、すべて各社ともアルコールチェッカーという機器等を使って、乗車前には問題がない状態ということを確認して乗車というか、スクールバスを運行しているということを伺っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。

缶ビール500ミリリットルを飲めば5時間アルコールが抜けない、そのアルコールチェッカーはどの形か、状況にもよりますが、そこまでアルコールというのは依存していくんだということをここで話をしたいと思います。

何にしても、これから周防大島町の中で育っていく若い子供たちが、こちらの大人のちょっとしたミスで大きなけがをしたり、一生涯動けないような体、また一生涯不自由な体になってしまっただけでもないことになってしまいますので、教育委員会におかれましては、その委託業者における選定についても、また約束ごとくれぐれもきつく申し送っていただいて、これからの子供たちの安心・安全のためのスクールバスの運行をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） きょうはごく基本的なというか、当たり前の質問をいたしますので、明確に御答弁をいただきたいと思ひますが、行政、自治体において最も重要なことは、町民の方の信頼を得ることだと考えておりますが、その基本になるもの、基本原理は法令遵守であることは、これは言うまでもないことだと考えております。

町として、これも聞くまでもないことではあると思いますが、町としてこの法令遵守、コンプライアンスについて、どのような認識を持たれておるのか。その辺についてまずは御答弁いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員さんのコンプライアンスに対する町の認識についての御質問に答えをいたします。

法令遵守につきましては、我々公務員におきましては、地方公務員法のサービスの根本基準として、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならないと規定され、また、信用失墜行為の禁止として、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となる行為をしてはならないと規定をされております。

このことから自治体にとって最も重要なことは、行政に対する町民の皆様からの信頼を得ることであると、私も田中議員さんと同様の考えでございます。町全体として、また職員ひとりひとりが常に法令遵守を念頭に職務に従事しなければならないと強く思っております。

合併から17年を迎えようとしておりますが、今までに幾度かの不祥事を起こし、町民の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なる御迷惑をおかけいたしました。度重なる不祥事については大変重く受け止めており、再発防止に向けて、職員の服務規律の徹底、綱紀の肅正を図り、町民の皆様の信頼回復に全職員が一丸となって引き続き全力で努めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ありがとうございます。

では、ちょっと再質問で、今御答弁で法令遵守は強く意識されている、認識されていると、当然のことではあります。では、ちょっと具体的な話について、それぞれ御答弁をいただきたいと思ひます。

まず、これは決算の質疑でもいたしました。令和2年度の陸上競技場樹木剪定業務について、随意契約の理由が適法性があるのかどうか、この辺を正しましたが、再度、きょうもちょっとお尋ねをいたします。

確認の意味でお尋ねをいたしますが、この業務は地方自治法施行令167条の2第1項第5号という、緊急性のある場合ということを経由して随意契約が締結してあるということなんです。ちょっと私のほうで最初に説明しておきますが、この緊急性がある場合というのは、事務処理が間に合わない等の理由によって適用することはできないということが町のガイドライン、当然その地方自治法施行令の意図するところ、意味するところもそういうことであります。これは全国のどこの自治体のガイドラインを見てもそういうふう書いてあります、当然のことではあ

りますが。

この本町の当該業務については、その緊急性の理由というのが、まさにこの事務処理的な理由と、内部的な理由になっているということは、この5号は本来適用できないことだろうと考えております。これをどう考えておられるのか、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 令和2年度の陸上競技場樹木剪定業務における地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の適用の適法性についてでございますが、この第5号は、今田中議員さんから説明がありましたように、緊急性の必要により競争入札に付することができないときというふうに法令で規定されております。

このたびの陸上競技場樹木剪定等の緊急性についてということでございますが、今回の件は陸上競技場周辺にはヤシ類の高木が多くあり、1メートル程度の大きさを約500～600グラムの枯れ葉の落下もしばしば見られておりました。また、枯れた樹木もあり、倒れるというふうな危険性もございました。また、この大きな枯葉が飛散している旨の通報、連絡が教育委員会のほうにあるとともに、1月下旬には中学生の山口県サッカー新人大会も控えており、大きな枯葉の落下による事故を未然に防ぎたいというふうな理由から、第5号による随意契約は妥当と判断しまして、緊急案件としたところでございます。

また、本町の随意契約ガイドラインでは、災害に係る緊急対応や電気・機械設備等の故障による復旧などについて用いられるというふうな旨が記載されております。この記載がされておるんですが、このガイドラインについてはその内容を確認不足であり、この点については反省すべき点と思っております。

このことから今後の契約事務については、ガイドライン等に基づいた対応はもとより、例外的な事案については事前に契約監理課と協議をするなど、これまで以上に慎重な事務処理を進めていくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 反省すべき点があるということは、このガイドラインというか地方自治法施行令の規程には抵触していたということを認められたということだろうと思うんですが、私はこれはもう違法な契約だというふうに考えておりますが、さっき、その枯れ葉の落下による危険があるからそれを防止すると言われましたけど、それは葉っぱというのは一日で伸びるものじゃないですね。もうずっと前々からの話で、それは通常の維持管理の問題で、まさにそれを緊急の理由として取り入れると、採用するというのは無理筋の話であると思えます。

反省しておられるのであれば、今後このようなことがないようにされるのだろうと思えますが、

これは平成25年に同じく教育委員会の所管で、随意契約について問題があるということで県の監査委員から指摘を受けています。新聞にも出ています、平成25年4月20日、これは町内の男性が1,870万円の返還をするよう求めた住民監査請求で、県の監査委員から指摘を受けたということで、そのときの新聞記事には、町は、指摘のとおりで二度と起こらないようにしたいというふうに釈明したというふうにあります、これもやっぱり随意契約の話なんですね。随意契約の話で2度と起こらないようにと言いながら、数年たってまた同じような随意契約の問題が出ている。

このときに随分、随意契約については庁内で運用を徹底するよう、そのときに多分このガイドラインもつくられたんだと思うんですが、対策を講じられたはずなんですが、それでもできていない。これは教育委員会というよりは契約担当、契約監理課のほうで答弁いただいたほうがいいかもしれませんけれど、そうやって再発防止に努めると言いながら改善されていない、また同じようなことが起きたと。今回も反省すべき点はあつて今後は気をつけると言われても、それは、にわかにはちょっと信用できない、信じられない。信じられないと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そのまま額面どおりには受け取れない。

では、具体的にそこをどういうふうに再発防止をしていくのか、そこをちょっと説明いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の今後の再発防止についてでございますが、今後のチェック体制の強化及び防止策につきましては、現在、随意契約の運用については、基本的に契約担当課において起工から検査までの事務処理を行っております。

決裁者は、契約担当者から決裁が上がってきた段階で随意契約の限度額を超えた案件については、より慎重に入札をすることは不可能か、見積り1社とした理由は適正か、地方自治法施行令の各号の選定は適切であるかなどを随意契約ガイドラインの規定に基づき、今まで以上にチェックを厳格に行い、決裁を行うように周知したいと考えております。

次に、決済時のチェックとあわせ重要と考えますのは、随意契約における地方自治法施行令の第167条の2第1項の各号の根拠規定の知識の向上を図ることが防止対策の1つと考えています。その防止対策として、今年度においては、コロナ禍の中、社会的に大変厳しい状況でございますので、次年度において職員の随意契約に関する知識の向上を図るため、契約事務が専門の外部講師により、随意契約の基礎から随意契約における地方自治法各号の選定における注意点や各種契約のポイント等、随意契約に関して知っておくべき知識の習得のため、随意契約に特化した研修会を行うべきではないかと考えております。

また、競争入札につきましては、契約管理システムで入札及び契約の管理を契約監理課が行っ

ておりますが、今後はすべての随意契約についても本システムを活用し、職員の誰もが事務及び管理を行うことができるよう、各種様式の追加や集計機能などのシステムの改修作業などを現在進めているところであり、次年度からはすべての随意契約に関しまして契約監理システムで事務処理を行うことが可能となります。

できれば今年度の改修業務とあわせ、現在、起工何に添付の随意契約理由書に項目を追加し、随意契約の根拠規定と随意契約理由のほかにガイドラインに明記してある実施できる工事、業務等の条件の定型文をシステムに登録し、契約担当者が定型文を選択することを必須の条件とし、条件に合致しない工事、業務等はシステムへの登録ができない機能を持たせるなどのシステム改修を担当課に検討するように現在指示を行っているところでございます。これにより決裁者は、各号の根拠と工事、業務の条件とあわせダブルチェックが行われるようになると考えております。

いずれにいたしましても、契約業務執行にあたっては、個々具体的事例を詳細に検討し、客観的、総合的に判断したうえ、厳正な執行に努めなくてはならないと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） システムを活用するとか決裁のチェックをするとか、それも1つの手段だとは思いますが。

ただ、私が言っているのは、結局もっとヒューマンなことで、最初に町長が御答弁されましたように、職員、組織全体として法令遵守を強く意識しておられる、当然のことです。その中でシステムがないからということじゃなくて、この随意契約の案件も担当者から副町長まですべて決裁を受けた契約です。その1枚目の起案文書には、随意契約理由として5号が該当しますと書いてあります。予定価格も333万3,000円と書いてある。

これを見たときにですね、もう随意契約で5号契約っていうのは、例外中の例外ということは、少なくとも担当課、担当課長、契約監理課長までこれは決裁を受けているんです。少なくともこの契約監理課でチェックがあるはずですよ。システムとか難しい問題じゃなくて、この決裁文書を見たときに、ちょっと待てと、おかしいなと、大丈夫か、とってその随意契約の内容を見ることになる、チェックすることになると思いますが、そこがなぜできなかったのか。

それは、今は難しい契約システムとかそういう話じゃなくて、ダブルチェックとかそういう話じゃなくて、そこにやっぱり法令遵守ということへの意識の欠如というのがあったんじゃないかということをお尋ねしているんで、そこをどういうふうこれから対策していくのか、改善していくのか。研修とかそういう高いレベルの話じゃないですこれは。素人の私が見てもこれは変よねと思うような、ちょっと待てと思うような起案文書ですから、それをなぜ、これがそのまま通ってしまったのか。そこにやっぱり事務処理の人的な何か問題点があるのではなかろうか。そこを見ずにおいてどんな優れたシステムをつくってもだめだと思っただけですね。

私が聞いたのは、そこの人間的な部分をどういうふうに改善していくのか、改革をしていくのか、何か手立てがあるのか。当たり前のことを当たり前にやればいい話で、私は職員の方も多分これは随意契約ではなくて入札でやったほうが、その5号の該当する理由に頭をひねらなくてよかったですし、職員の方もあえてその法律に抵触するかどうかというのをそのグレーゾーンの話で理由づけるとか、そこで頭をひねる、そんな仕事はしたくないと思います。

きちんと適正に一般競争入札が原則で、例外として指名競争入札でやれば何の問題もないわけですし、少なくともこの随意契約であっても、見積書をちゃんと2社以上から取って、随意契約のその目的というところには、やっぱりそのできるだけ少ない金額で契約をするべきというところがあるので、これはもう1社で見積りを取って、もう言い値ですね、それで契約をしているとそれがまかり通っているというところに何か組織としての大きな問題というのがあるんじゃないかな。その辺の認識がないのかということをお聞きしたんですが、何か御答弁があればお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 契約監理課において、なぜチェックができないかということですが、本業務においては、決裁時に担当課長より、随意契約の理由として、樹木の枝が通路に落下し、樹木本体が倒れる危険性が增大していることから、緊急に実施したいとの説明を受け、緊急案件として判断し、決裁を行っております。

しかしながら、事業課において業務の目的、性質、緊急性等をガイドラインに基づき決裁を行っている判断し、ガイドラインに基づいた随意契約がどうかまでは確認しておりませんでした。

今後は、起工何を決裁する際に、ガイドラインに基づいた起工かどうか、決裁者が確認できる、先ほどヒューマンと申しましたが、やっぱりそういうシステムの改修をすれば、そういうことも同時に解決するものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もう1つ、再発防止という観点から、職員の不祥事についての再発防止ということをお聞きいたしますが、行政報告で報告があったとおりになんですけれど、内容はもう結構ですので、職員の横領事件についての再発防止策ということで、まずその再発防止策の前に、この横領事件、要するに刑法に抵触した職員が懲戒免職になっているわけです。その懲戒免職になったという処分の方法が規定されているものというのは、町の規定で何があるんでしょうか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 田中議員さんの元職員による横領事件の懲戒処分の件につきまして

は、人事院の定めております横領を行った職員については懲戒処分というようなことを事例として、参考にとりか、もう横領については懲戒処分というふうに、免職というふうになっておりますので、それに準じて本町のほうも対応しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 当然懲戒免職だろうと思うんです。ただ、処分の基準というのは、その人事院の、実際に決められるのは懲罰委員会で決められるんだろうと思うんですが、その基準というのが町として持つておかないといけないんじゃないかなと。今回の場合は、横領事件ですから懲戒免職、当然といえば当然なのかもしれん。皆様の理解は得られると思うんですが、そこはいろんなケースがあるから、人事院の規則に準じたようなものが町として、基準を条例なり規則なりで持つておかなきゃいけないんじゃないか。条例になるんですかね。例えば職員の懲戒処分の基準と、これは条例でも規則でもありませんが、そういう自治体がそういう基準を持つている自治体も実際にあります。当然のことだと思うんです。大きな職員の身分に関わることで、そこは基準もなしに、人事院が定めているから、それを参考に懲罰委員会で合意決定をするということではなくて、もっとシステムとしてきちっと基準を設けて、これに該当する場合、すべてがそうじゃないでしょうけど、これに該当する場合はこういうふうな処分をします。

例えば、ここの自治体では、業者から金品を受け取った場合は、免職、停職ですよと、酒酔い運転は免職ですよといったことが書いてあります。あと公文書の不適切な取扱いとか、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、横領、こういったことが規定されております。当然こういうのを持つておかなきゃいけないはずですが、もう1つは、そういうことを以って公表することで、職員の方への警衛、警告、啓発、こういうことをしたら懲戒免職になるんだということの意識の醸成にもつながるという抑止効果というんですか、それができると思います。その基準を作らなきゃそういうこともできませんし、そういうのを作ったうえで再発防止ということを言われるのだったらいいと思うんですが、その懲戒基準に限らず、そういった具体策を持つて、再発防止に努めるという何か、そういった具体的なお考えがありましたら、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 田中議員さんの具体的な対策という御質問でございますが、やはり公務員の倫理、コンプライアンスと申しますと、やはり遵法性、誠実性、また公平性、主体性、そういったものを持つた行動を取る、職員ひとりひとりがそういった行動を取ることがやはり公務員倫理につながっていくものと思います。

職員については、当然、本町に採用された時点から、もう公務員でございますので、そういった公務員倫理というのは、必ず身につけなければいけない。当然、職員研修において、そういっ

たことはまず研修を受けるわけで、また、一定の年齢になっても、やはり横領とか、そういった事務の不正とか、そういったことも必ず研修を受けることになっております。

公務員倫理といいましても、繰り返しそういったことを植え付けていかなければ、どうしても人でございますので、ちょっと意識が薄れるようなことも起きるかと思います。そういったことを、繰り返し職員の者には周知をしていく必要があるかと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 研修、もちろん公務員倫理、ここへ入庁されるときに宣誓書、それを述べられると思うんですが、宣誓をされると思うんですが、それはもちろん法令遵守ということなんですが、そういった理想というか、建前はあると思うんです。ただ、現実として、こういった不祥事、横領事件についても繰り返し起きています。さっきの随意契約の話も繰り返していると。結局、そういう現実があるということは、そういった建前論だけでは済まない。これも現実があると。だから、そこをどういうふうに今後は対策を講じるんですかということをお聞きしたんですが、なかなかやっぱり繰り返しになると思うんです。そういったシステムを変えとか、研修をすとか、そういったことを教育をすることにとどまった答弁ですので、ちょっとそれでは済まないのではないかなと思ひます。

今回の横領事件についても、管理者の方も処分もされ、本人はもちろんですが、管理監督にあたる人も処分をされました。でも、何となくこう見ていると、それで終わったんかなど。何か印鑑と通帳を別々に保管しますよと、そういった対策も講じられたはずで、今は印鑑と通帳を一緒に保管しているということはないと思ひます。でも、それはもう当たり前のことで、それで再発防止策としてやっていますよというんでは、私は絶対的に不十分な現実が、実態があると思ひます。そこを、やっぱり今までとは違うやり方で抜本的に対策を講じないといけないんじゃないかと。

私は、以前は同じ職場にいた同僚が、今は刑務所に入っているわけです。その実態をもっと職員それぞれがひとりひとりが重く受け止めなきゃいけないし、組織としての取るべき道というのは、やっぱりそういった形式的な再発防止策ということじゃなくて、もっと事の本質に目を向けた、そういった抜本的な改革が必要だろうと考えております。

そこをやっぱり目に見えた形で示すことが、町民の方への責任でもあるというふうにも考えておりますが、ちょっとなかなか今までの答弁では釈然としない感じですが、ここでまたその横領事件についての再発防止策という具体策を聞いても、同じような答弁でしょうからやめておいて、病院のほうに移ります。

これはもう1年ぐらい前から、今回で4回目です。宿日直の手当について、賃金、私に言わせれば賃金未払いの問題があると、違法があるというふうに考えておりますが、これまでの御答弁

では、職員と協議して実態を調査したうえで、支払うという方向性には変わりはないと思います
が、その後、どういうふうに進んでいるか、改めて御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの病院事業局における宿日直についての御
質問にお答えいたします。

職員の宿日直時の時間外手当の問題についての対応につきましては、宿日直時の救急患者に対
応した場合の時間外手当の支給方法について、令和2年9月より法令に則った対応に改正いたし
ました。支給について不備のありました令和2年8月以前分につきましては、債権の時効が3年
あることから、令和2年8月分より3年遡って支給することとし、令和3年9月13日までに対
象職員と個別に協議し、合意に至っております。速やかに金額を確定させて、今年中に支払う予
定としております。労務管理の適正化など、管理職はもとより、職員ひとりひとりが、法令や社
会的規範を遵守し、町民の皆様に信頼される組織づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 3年遡るといことはちょっと議論の余地があると思うんですが、
きょうはその話はしません。

今年中に支払うということではありましたけど、令和2年9月に法令に則った対応をするとい
うことですので、その時点ではもう既に病院事業局としても、これは法令に則っていない対応だ
ったと、それまでがということだったろうと思うんですが、それからでも、ちょうど1年です。
私が指摘し始めて4回目ですから1年です。1年間、結局、支払う、私は9月の時点で、もう支
払うべきだと、去年の9月の時点で支払うべきだと思いますが、それからまだ1年経ってまだ先
があると。今年中ということは、まだ3か月ほどかかるということですが、基本認識として、病
院事業局として、1年間ぐらいは違法状態があっても、それは任用されると、許されるというふ
うな認識だったのかどうか、そこをちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんがおっしゃるとおり、令和2年9月時点か
ら、正しく改善しているところではございますけれども、それから、1年ということございま
すけれども、調査に時間がかかったのはもちろんのことでございますけれども、各職員1人から
未払い分について請求されたわけじゃなくて、やっぱり調査が必要であって、そこで違法であっ
たかということになるとちょっと私どもも——支払う意思はございましたけれども、その点につ
いて正式に請求が職員からあったわけではないので、一生懸命調査のうえ、支払う方向で検討し
ておりました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、私が聞いたのは、令和2年9月に是正されたということなのですが、だったらその時点で速やかに支払うべきだろうと。私の立場からいえば、私が指摘した時点で速やかに対応して支払うべきだろうと。

でも、今まで1年かかって、まだかかるということは、その間、結局払っていないわけだから違法状態にあるわけです。それぐらいの期間は、違法状態が、このことに限らず、病院事業局の認識としては、それぐらいの期間は違法状態があってもいいと思ったから今までかかったのか。それとも、調査に時間がかかったという説明もありましたけど、いや、それは調査とかいう問題ではなくて、やっぱり法律、改めて言いますけど、労働基準法で賃金は通貨で直接労働者に支払わなければならないというのがあるんですから、それは一刻の猶予もならない話で、例えば1年空いたら、その間の利息とかも発生するんじゃないですか。それをやっぱり違法な行為があって、さらにその違法な行為を重ねるとするのは、私はちょっと認められないと思います。

まずは、1年間、病院事業局の認識として、これぐらいはええよというような、そんな法律に対する認識がその程度のものなのかどうかというのをお聞かせください。そうじゃないとは思いますが。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 令和2年9月から、私どもは違法ということは認識しておりませんが、職員にとって少しでも早く支給できるように努めてきましたけれども、なかなか金額が確定できなかったことから、今に至ったところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、違法という認識はなかったというふうに申されたと思うんですが、いや、さっきも言ったように、賃金は直接労働者に支払わなければならないという労働基準法があるんです。だから、それが払われなかったら違法状態じゃないんですか。それを違法じゃないと言われるんだったら、そこにこそ大きな問題があるんじゃないですか。ちょっともう1回御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 私の答弁にちょっとよくない点がございまして修正させていただきますけれども、令和2年9月時点では、未払い分が生じていたということにつきましては、違法性があるというふうに思っております。なるべく早く支給したく、いろいろ調査に時間を要してしまいましたけど、その点はすごく反省をしているところではございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） では、年内に支払うとして、その対象になる人は、もう漏れなく

時間外勤務手当をした人は支払われるということによろしいのかどうか。あと利息の関係はどうなるのか、その辺も御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 対象職員につきましては、ちょっと最初に対象職員が何人いるかということが、一応調査の対象でずっと調べてまいりましたけれども、対象となった全職員に支給をするということで考えております。

利息につきましては、もう少し法的な——私の判断ということではできませんので、法律家と弁護士さんと相談しながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） じゃあ最後に、職員の労働環境について、主に新型コロナウイルス感染症対応ということでお聞きいたしますが、先日の議案の質疑で、超過勤務が200時間を超えているという職員がいるということでした。これは、町の勤務時間等に関する規則では、月に45時間というふうに定められているんですが、これに抵触するということにはならないのかどうか、そこを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 田中議員さんの超過勤務の問題でございます。確かにそういった基準はございます。しかしながら、超過勤務の上限等に関する措置ということで、人事院のほうの分を町としても考えておりますけれど、要は特例というものがございまして、大規模災害への対処等の重要な業務であっては、特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員または従事していた職員に対しまして、上限時間を超えて超過勤務を命じることができるというふうになっております。

今回の新型コロナウイルス感染症対策については、やはりそういった町民の方々に対する安心・安全対策として、やっぱりこういう大規模災害と同等の考えで、特例としてやむを得ず、そういったことになっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 規則では確かに特例業務というのが例外として定めてありますが、そこには特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものというふうな定めがあります。新型コロナウイルス感染症対策ももう2年近くになる。その状況にあって、特例業務を適用するというのはちょっと無理があるんじゃないかなど。例えば、災害等がいい例だと思うんですが、災害が起きて緊急的に対応しなきゃいけないと、いろんな面で、その場合に超過勤務が45時間ないしは100時間を超えてもいいよという、この規則に関する、町の話をしているんですから、町でこういう規則がある以上は、もちろんこれ人事院の規則を踏襲しているんだろう

と思いますけど、その規則に抵触することはできないと考えております。抵触できないけど、特例業務だからオーケーですよと。じゃあずっとこのまま特例業務で200時間超えようが何しようが続けていくと、特例を続けていくというのは、これはちょっと理屈が通らないと思います。

改善するにしても、じゃあその特例業務を適用しているんですよと、この規則に定める特例業務を適用しているんですよということを、庁内で周知はされているのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 田中議員さんのそういった特例措置について、庁舎内に周知をしておったのかという御質問でございますが、これに関して、特化して、これだけに周知をしているというのは、私が総務課長になってからはちょっと記憶にはございません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 庁内で周知されていないということは、規則ではあるけれど、規則を認識すると、規則を守るというのは当然の話です。だから、45時間以内で収めるということは、すべての庁内の管理職の方は少なし認識している。でも、それを超えて、今回は特例業務だから、45時間を超えてもいいとは思わなかったということですよ、管理職の方は、それを知らないんだから、特例業務であることを知らないんだから、45時間を超えてもいいという判断はできなかったはずですが、それでも、実際に100時間、200時間という超過勤務が発生しているということは、その部署の管理職、少なし管理職は違法性を認識したまま超過勤務をさせていたということになるんですか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） すみません。先ほどの答弁にちょっと語弊があったと思います。私、庁舎全体での周知という意味で捉えておりましたけれど、やはり超過勤務というのは、その決裁についても、基本的には上司の者が超過勤務を命ずるということになっておりますので、管理職については、そういった基準を当然認識をしているものと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 認識はしているでしょう、当然規則ですから。でも、今回のこの新型コロナウイルス感染症対応が特例業務にあたるかどうかというのは、任命権者が判断しないといけないという規則なんですから、任命権者が判断したということを知らなければ、当然超過勤務は45時間で抑える、それが当然の行為じゃないですか。それを、特例業務であるということを知らずに、通常の規則の原則のままで45時間を超えるのを認識していたということは、違法を認識して超過勤務をさせていたということになるんじゃないですかということ。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 特例の措置については、やはり通常一般的に考えると、大規模災害に準ずるような状態というのと、やはりこういった新型コロナウイルス感染症というのは、やっぱり世界的にも大変な問題でございます。そういったものについては、やはり大規模災害以上に匹敵するような特別な事情というのは、当然管理職ないし、それぞれ職員の者は重々自覚しているものと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 規則には、特に緊急を処理することを要するものと任命権者が認めるものというのが特例業務だと。それは、じゃあ任命権者が認めなくても、各自職員が自覚せよというような規則の運用の仕方をしているということだと思います。そういうところが問題じゃないのか。法令遵守についての考え方で問題じゃないんかということをお願いしているの、じゃあもう1点だけ、この規則で100時間を超えた月末から起算して6か月以内に勤務時間に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないと規定をされておりますが、100時間を超えたものについて、どういう実際に分析されて検証がされているのか、それについて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） その前に先ほど私の答弁で訂正がありますので、すみません。先ほど幹部の者に周知をしているかという話でしたけれど、町が開催しております新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、一番最初に今回の分については特例という話をさせていただいております。

すみません。検証につきましては、やはり、当然のことながら、そういったかなりの超過勤務時間を越えた対応をしていただいております職員の方々に対しては、やはり、今後のメンタルとか、なぜそういった超過勤務をしなくちゃいけないのか。そういったことについて、やはり、当然検証をしていくべきであろうと思っております。

しかしながら、現時点では、まだ新型コロナウイルスワクチン接種をすべて完了しているわけではございません。そういったある程度見通しが立った段階で、町の産業医ないし、そういったメンタルにおいていろいろ面談ないし、そういったことを進めていきたいと思っております。

超過勤務の今の現状を申し上げますと、やはり田中議員さんは、職員のことを心配されて、そういったことを質問されるんであろうと思っておりますけれど、今月については、かなり大分時間数も減ってきております。やはり、そういった時間のほうも、総務課のほうについても、常に状況のほうは把握をしている状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その検証の結果については、また見させてもらいたいと思っております。

が、もう1つ、この新型コロナウイルス感染症対策で所管課である健康増進課の課長が、今3か月近く不在になっていると。私は、前々から申し上げておるように、やっぱり新型コロナウイルス感染症対策の専門の部署をつくるべきではないかと。少し増員して、班なりを設置するべきではないかというようなことも申し上げておりましたが、現実には、欠員というような、異常と思えるようなちょっと信じ難い状況になっていると。これを、超過勤務の問題と兼ね合わせて、やっぱり組織的な対応に問題があるんじゃないかと。今の超過勤務が増えていると、今減っているんかもしれませんが、実際に100時間、200時間を超える超過勤務があるという現実があると。その中で人員減があると。これはちょっとどう考えても異常としかいいようがありません。そこをまず町としてどういうふうに認識されているのか、それで当然と、良いというふうに思われているのかどうか、そこをちょっとお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より先ほどから御質問をいただいているところでございます。

まず、超過勤務のことについても、私も、町長に就任してからのことでありますけれども、思い返してみれば、新型コロナウイルスワクチン接種、そして、新型コロナウイルスワクチン集団接種、そして、この新型コロナウイルスに感染された町民の方の状況判断、そして、町民の皆さんへの周知ということが、これがもう本当に昼夜を問わずという状況でありました。まさに、県のほうから新型コロナウイルス感染者の情報が入ってくるのが夜であることが多かったと思えますし、それから、いろんなことを手配をしていく。そして、新型コロナウイルスワクチン集団接種においても、日曜日が中心であった。そして、その準備もしなくてはならない。そして、新型コロナウイルスワクチン接種においても、町民の皆様からのお電話が大変多かったというような中で、やはり、ある職員の方に仕事が集中をしていって、そして、その職員の方が本当に大変な思いをされて、そして、今の新型コロナウイルスワクチンの接種計画が何とかうまくいっているという状況であります。その状況は、私も非常に感じておるところでありますし、どのように改善をしていったらよいのかということは、常に思っておるところでございます。

田中議員御指摘のように、健康増進課長不在という状況が続いておることは、私もこれは早く改善をしたいと思っております。こちらについては、なるべく健康増進課員の方が、健康増進課長が減っておられないわけでありますから、その分がほかの皆さんに負担が行っておることは、これはもう当然のことでありますし、それを改善していくことというのは、まず努めていかないといけないことと思っておりますし、田中議員御指摘のとおり、これは異常なこと、そしてまた、ほかの専門の部署をとということでありますけれども、そちらも健康増進課のほうとしっかりと協議をして、今後どのように配置をしていくのか、そしてまた、その超過勤務に、今のところ、私も聞いておりますのが、大分新型コロナウイルスワクチン接種が進んで、少し落ち着

いてきている状況でありますので、この状況を見ながら、今後のことも検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最後みたいなんで、早く改善されたいという気持ちがあっても、3か月空いているということはもう異常です。もうすぐやらなきゃいけない。平時じゃないんですから、さっき言われたように非常時なんですから、平時であっても課長不在というのは異常事態です。特に、今は、さっきから繰り返しになりますけれど、専門の部署を設けるぐらいしなきゃいけないのに、それすらせず欠員になっているということは、これは大きな組織としての問題なんで、そのうちとかいうことじゃなくて、さっきの答弁で、じゃあ明日からやりますって言ってほしかったんですけど、そこを期限を切ってやっていただきたいと思いますが、やっぱり私、前から言うように、きょうはコンプライアンスの問題ですから、さっきからの答弁を聞いていても、結局、最初に答弁された法令に対する強い意識を持っているということと、今各論で聞いた4つの案件、どれをとっても、法令に対する意識というものが非常に欠如しているなというのがありまして、ちょっときょうのこの一般質問では、あまりにもそこが矛盾しているということで、1つは、それを改善するための方法が、前から言うように必要なんじゃないか。内部で結局改善できない、解決できないのであれば、外部の知見を入れなきゃしょうがないんです。だから、そこをする気があるのかどうかで、法令遵守といいながら、実際にはできていない。じゃあそこをどうやって解決をしていくのか。その辺のことについて、もうこのまま終わったんじゃきょうの一般質問何のことか分かりませんので、ぜひ次の議会がはじまるまでも、できれば早く、ちょっと書面でいいんで、御回答をいただけるように、議長のほうでお取り計らいいただけませんか。

○議長（荒川 政義君） 一言、執行部から何かありますか。ないようでありますので、書面で後ほど回答させていただきます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。次の会議は、9月22日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時40分散会
